

官庁営繕部政策レビュー評価書概要

第1章 はじめに …… 3

- 1 - 1 評価の目的、必要性
- 1 - 2 対象政策
- 1 - 3 第三者の知見の活用
- 1 - 4 評価の視点
- 1 - 5 評価手法

第2章 官庁営繕の現況 …… 5

- 2 - 1 官庁営繕の役割
- 2 - 2 官庁営繕の歴史
- 2 - 3 官庁営繕の体制・予算
- 2 - 4 官庁施設の概要

第3章 評価の全体構成(ロジックモデル) …… 10

第4章 施策の背景と取組みの経緯 …… 12

第5章 施策の実施状況と評価 …… 14

- 5 - 1 防災・減災
 - 5 - 1 - 1 地震対策
 - 5 - 1 - 2 津波対策
- 5 - 2 機能維持
- 5 - 3 利便性向上・まちづくり
 - 5 - 3 - 1 合同庁舎の整備・地域との連携
 - 5 - 3 - 2 歴史的建造物の保存・活用
 - 5 - 3 - 3 バリアフリー化
- 5 - 4 環境対策
 - 5 - 4 - 1 グリーン化・運用改善支援
 - 5 - 4 - 2 木材利用の促進
- 5 - 5 公共建築の先導的役割

第6章 今後の政策の方向性 …… 55

(参考)官庁営繕部政策レビューの検討経緯 …… 57

第1章 はじめに

1.はじめに

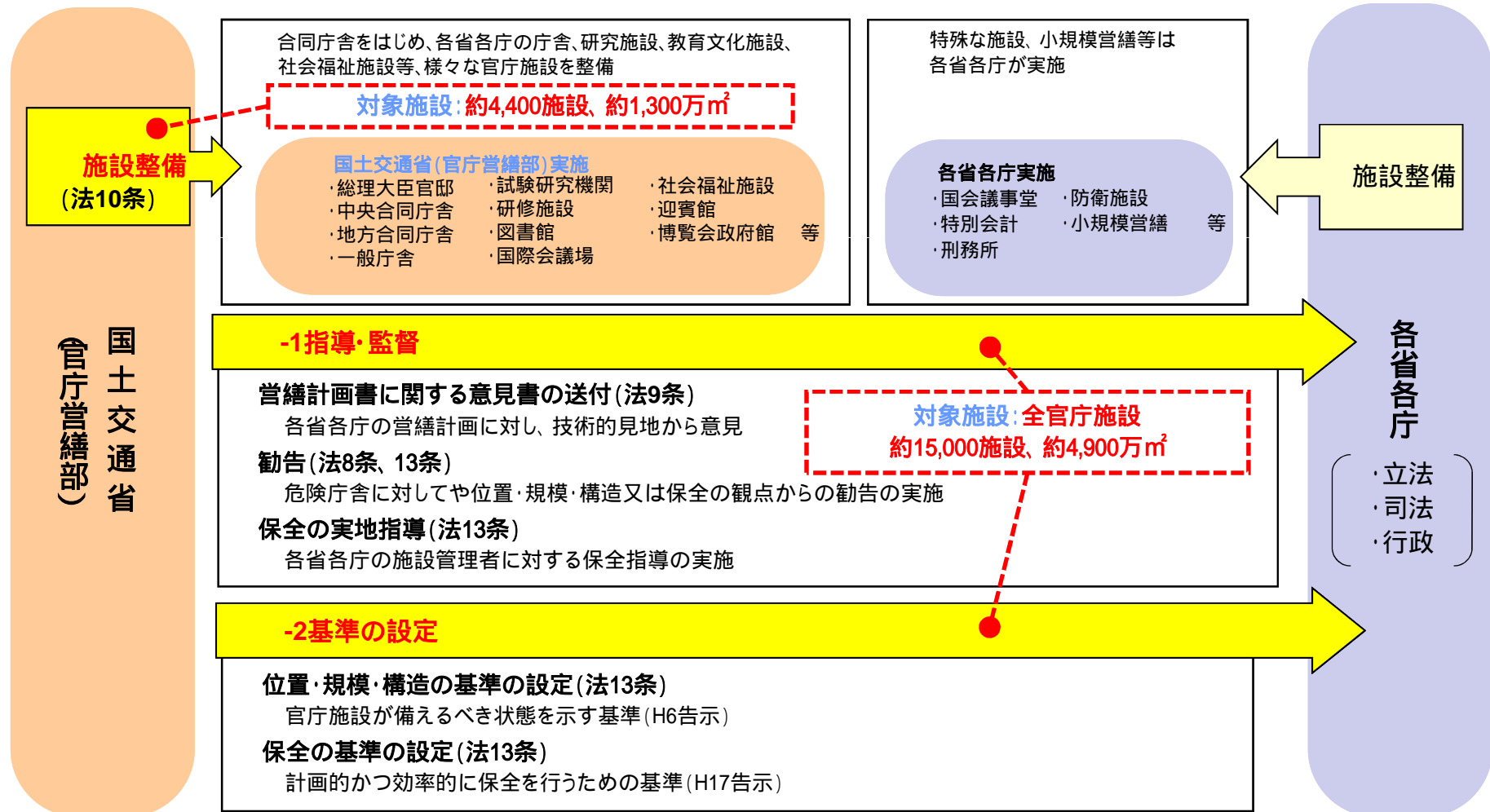
テーマ名	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進
1 - 1. 評価の目的、必要性	国土交通省では、官庁施設の整備・保全に当たって、防災・減災、機能維持、利便性向上やまちづくり、環境対策公共建築の先導的役割といった多岐にわたる施策に取り組んでおり、公共建築全体の整備・保全に対して大きな役割を果たしている。 この官庁施設の整備・保全に関する施策について、これまでの実施状況や効果について評価を行うことにより、施策の実施に係る課題やその対応策について検討を行い、今後の施策の方向性に反映させることを目的とする
1 - 2. 対象政策	国土交通省は、「官公庁施設の建設等に関する法律」(昭和26年法律第181号)に基づき、国家機関の建築物(官庁施設)の整備、基準の設定及び各省各庁に対する指導・監督を実施しており、これらを通じて「官庁施設の利便性・安全性等の向上」を図ることを対象政策とする。 (参考:平成25年度予算:923億円(他省庁からの支出委任分を含む))
1 - 3. 第三者の知見の活用	官庁営繕部に「政策レビュー検討委員会」を設置し、政策レビューの方法、内容等について、外部有識者からの助言を聴取する。 平成26年3月に第1回検討委員会、9月に第2回検討委員会、平成27年1月に第3回検討委員会を実施。
1 - 4. 評価の視点	官庁施設の整備・保全に関する施策の実施状況について、以下の視点により評価を行うものとする。 1. 防災・減災 (災害応急対策活動の円滑化、人命の安全確保等) 2. 機能維持 (施設機能・安全性の維持、長寿命化等) 3. 利便性向上・まちづくり (施設利用の円滑化、まちづくりへの寄与等) 4. 環境対策 (CO2排出量の削減、木材利用量の拡大等) 5. 公共建築の先導的役割 (建築分野の質的・技術的向上への寄与等)
1 - 5. 評価手法	上記の視点をふまえ、1～5それぞれの施策の実施状況や効果を検証するための指標を設定し、分析する。 指標の設定・分析にあたっては、これまで行ったアンケートの結果や、過去に収集したデータ等を活用する。

第2章 官庁営繕の現況

2 - 1 . 官庁営繕組織の役割

国土交通省官庁営繕部は、**官庁施設の建設等に関する法律(S26官公法)に基づき**、
官庁施設の整備・保全に関する業務を実施

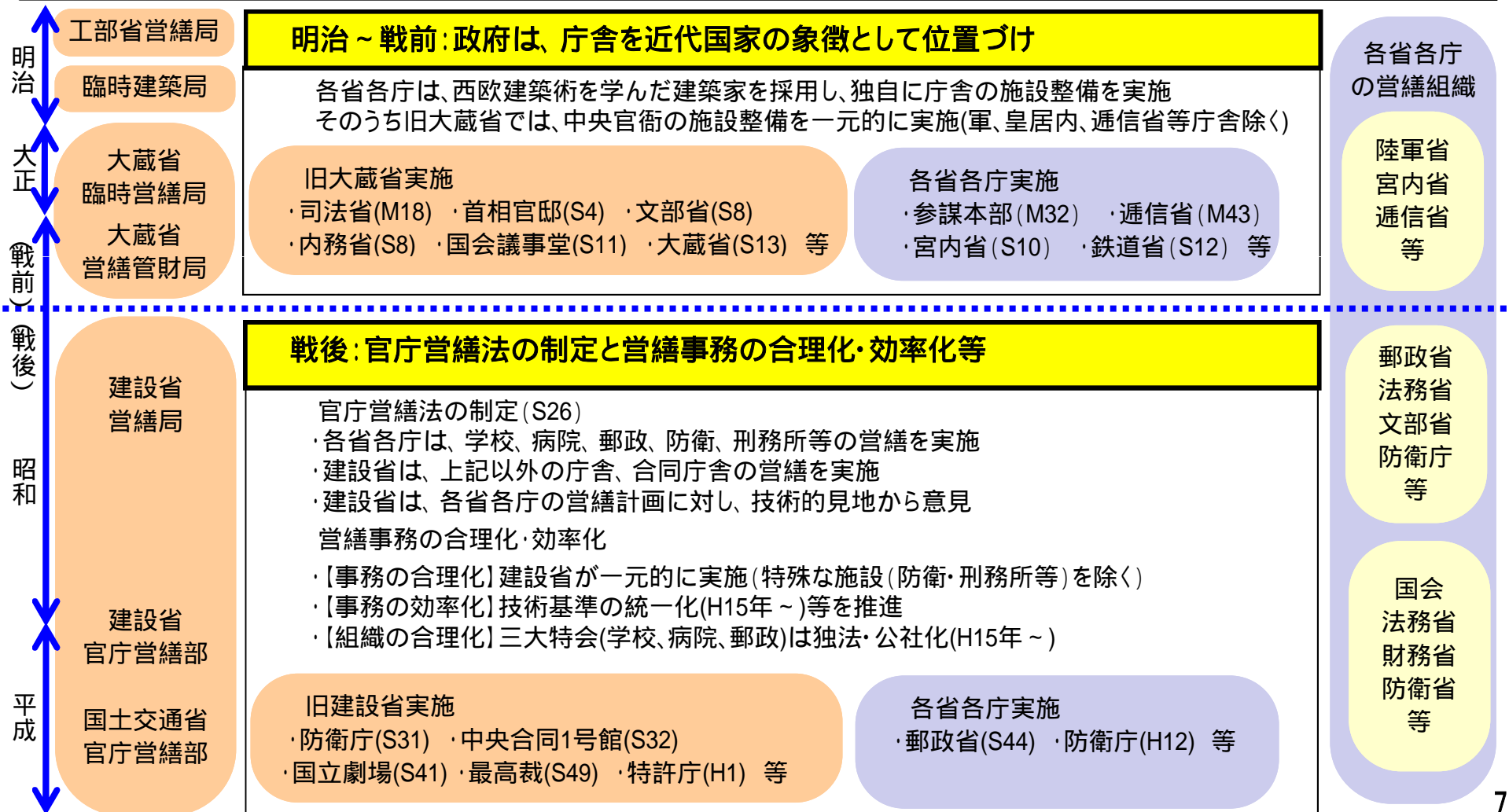
具体的には、官庁施設の災害を防除し、公衆の利便と公務の能率増進を図るため、
(特殊な施設等を除く官庁施設対象) **施設整備**、 各省各庁への**指導・監督**と(全官庁施設対象) **基準の設定**



2 - 2 . 官庁営繕の歴史

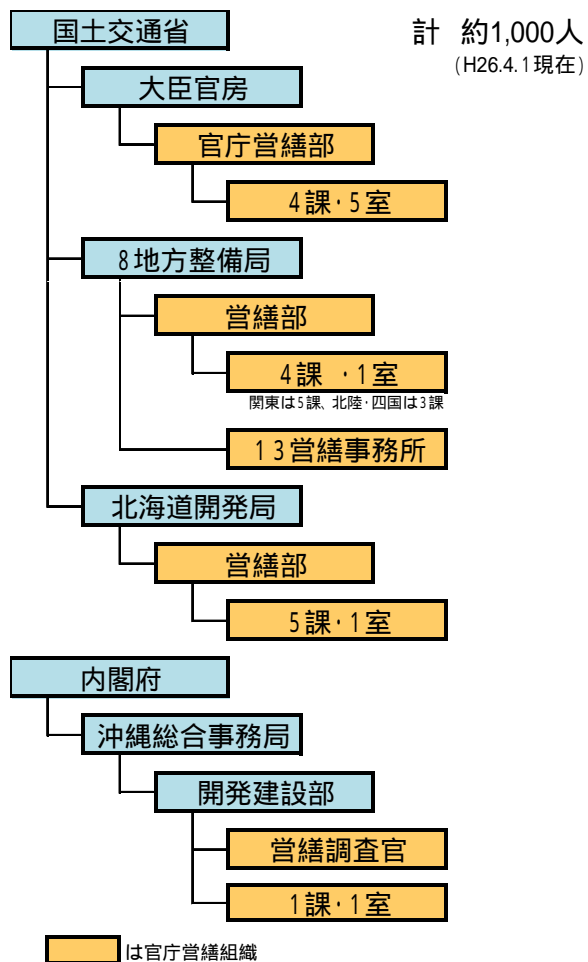
官庁営繕には、歴史的にも、次の役割が求められてきた。

中央官庁を中核とした**一元的な施設整備**の実施（特殊な施設(防衛・刑務所・合同宿舎等)、小規模施設を除く）
 国全体の**営繕事務の合理化・効率化**の推進

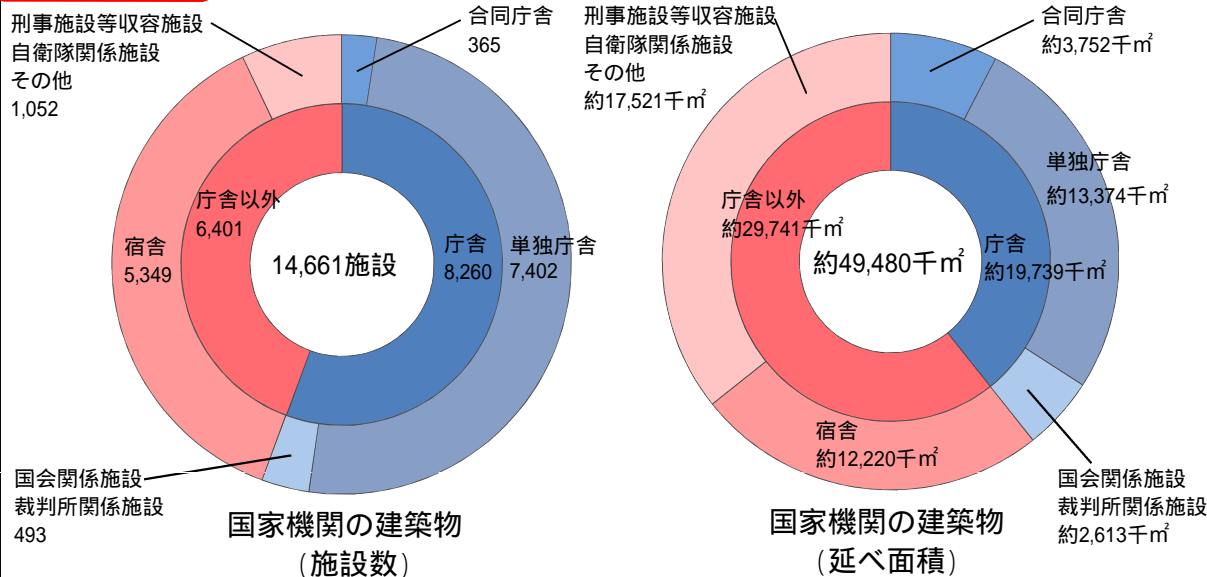


組織・体制

官庁営繕の組織は、国土交通本省の大臣官房官庁営繕部と8地方整備局営繕部・13営繕事務所及び北海道開発局営繕部に加え、沖縄総合事務局組織で構成

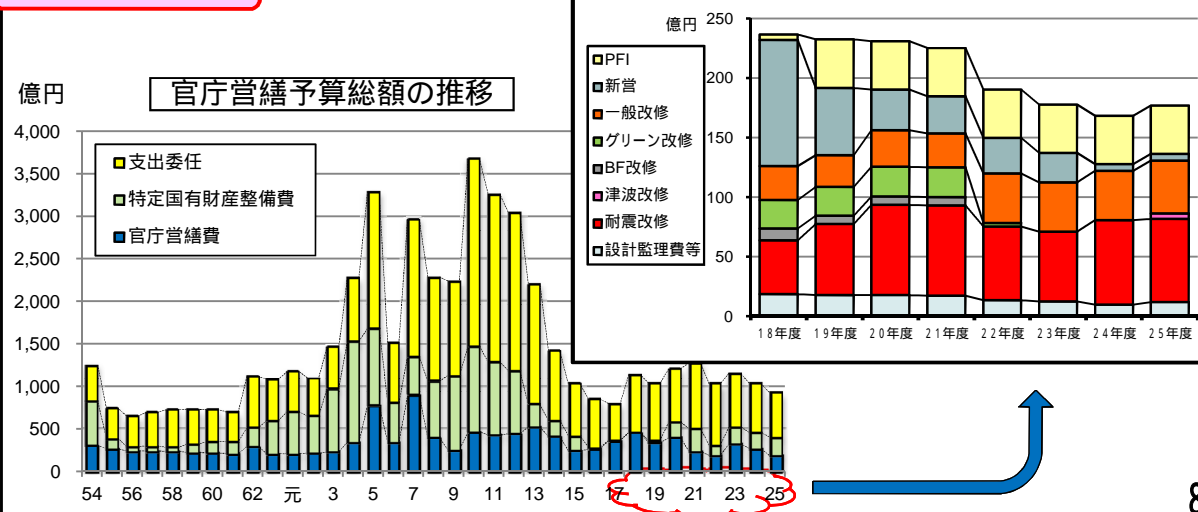


所管施設



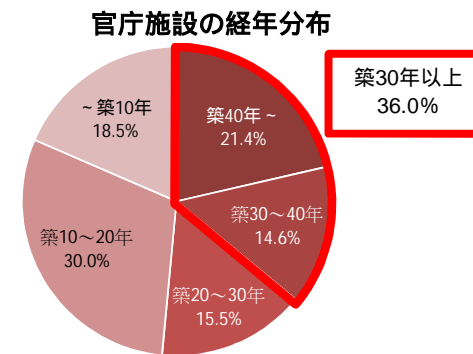
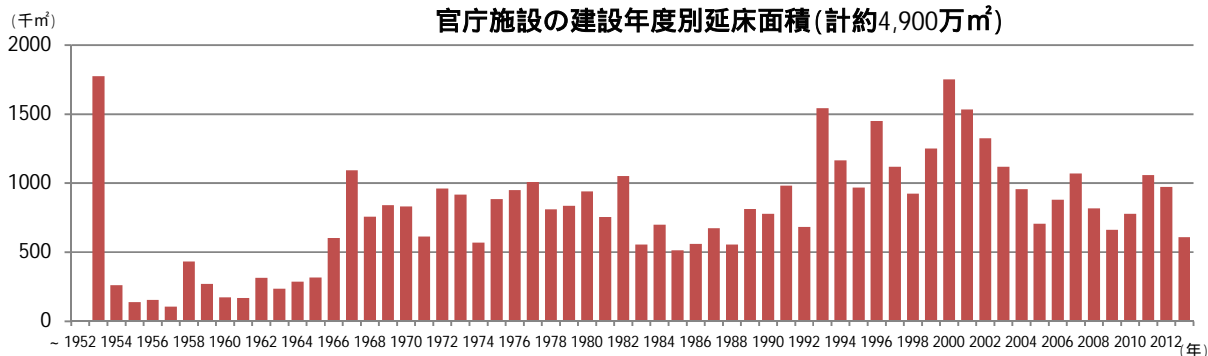
出典：平成27年度各省各庁営繕計画に関する意見書より

予算の推移



2 - 4 . 官庁施設の概要 (既存ストックの状況)

既存ストックの現状



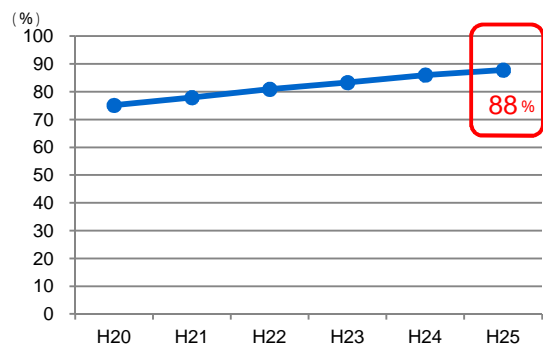
出典:平成26年6月全国営繕主管課長会議資料

施策

耐震化、老朽化対策(長寿命化改修、建替、保全指導等)の推進

官庁施設の耐震化率は、H28年度までに95%の目標に向け、順調に推移。

官庁施設の耐震化率(床面積比)



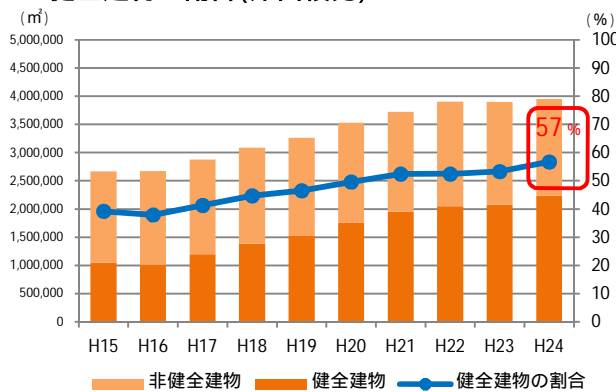
国土交通省官庁営繕部が整備を実施している施設(1)で、一般会計施設(2)の耐震化率

- 1:官公法第10条による
- 2:延べ面積200㎡未満の建築物や、倉庫、車庫、渡り廊下等の付属屋は除く

出典:官庁営繕部調べ

築30年以上の施設は増加しているものの、健全建物の割合は増加。

健全建物の割合(床面積比)



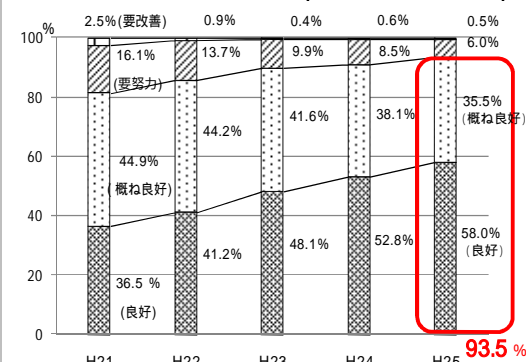
築30年を超える建物のうち、健全建物()の割合の推移

建物全体としての新築時の性能を100とした場合の現存価値(現存率)が70以上の建物とした。

出典:官庁建物実態調査より作成

建物の高齢化が進む中で、保全状況の良好な施設の割合は増加。

保全実態調査の結果(保全状況の評点)



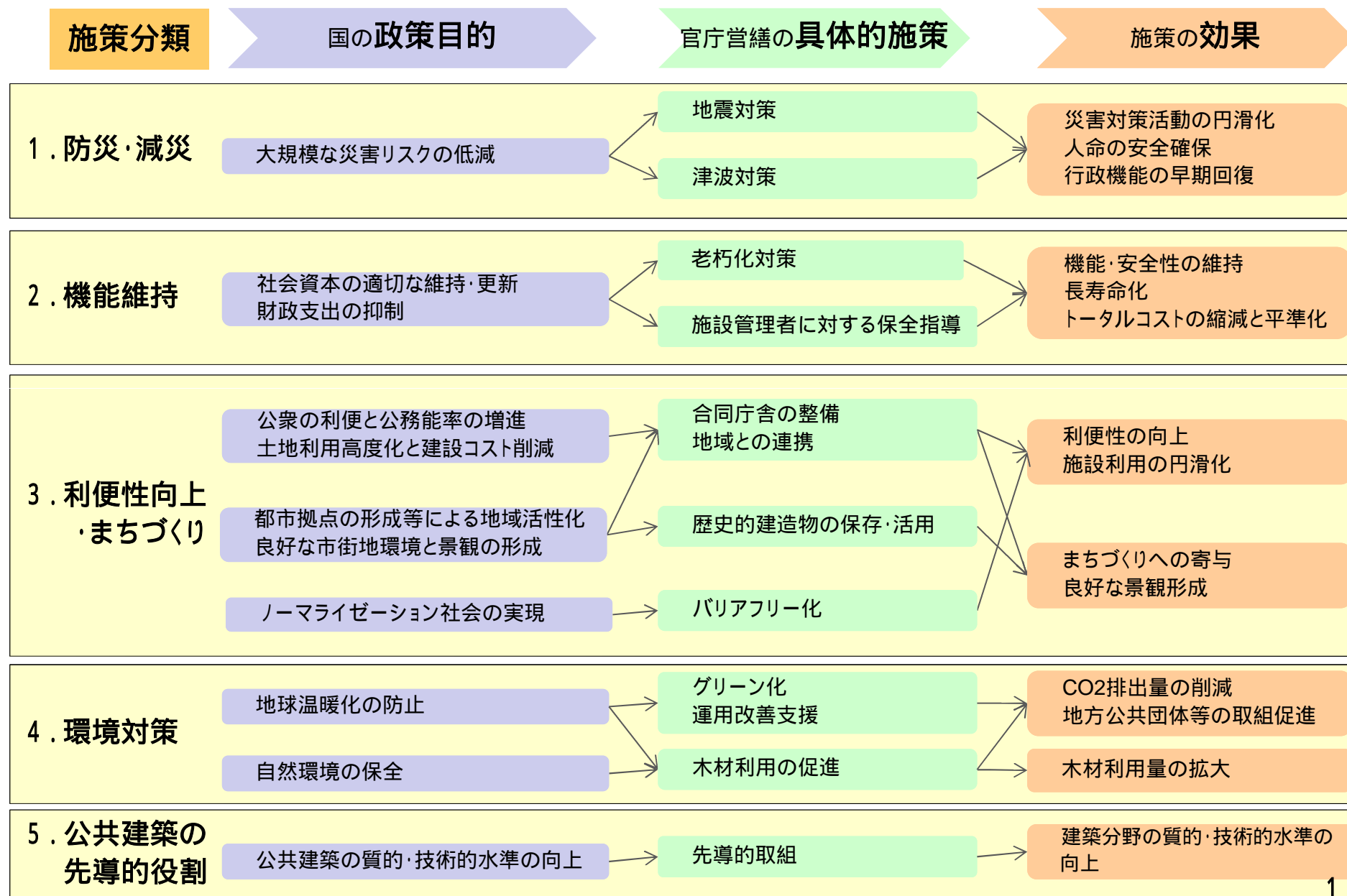
定期点検の状況や、施設の状況についての総評点を算出し、60点以上80点未満を概ね良好、80点以上を良好な施設と判定。

出典:国家機関の建築物等の保全の現況(平成26年3月)

施策の結果

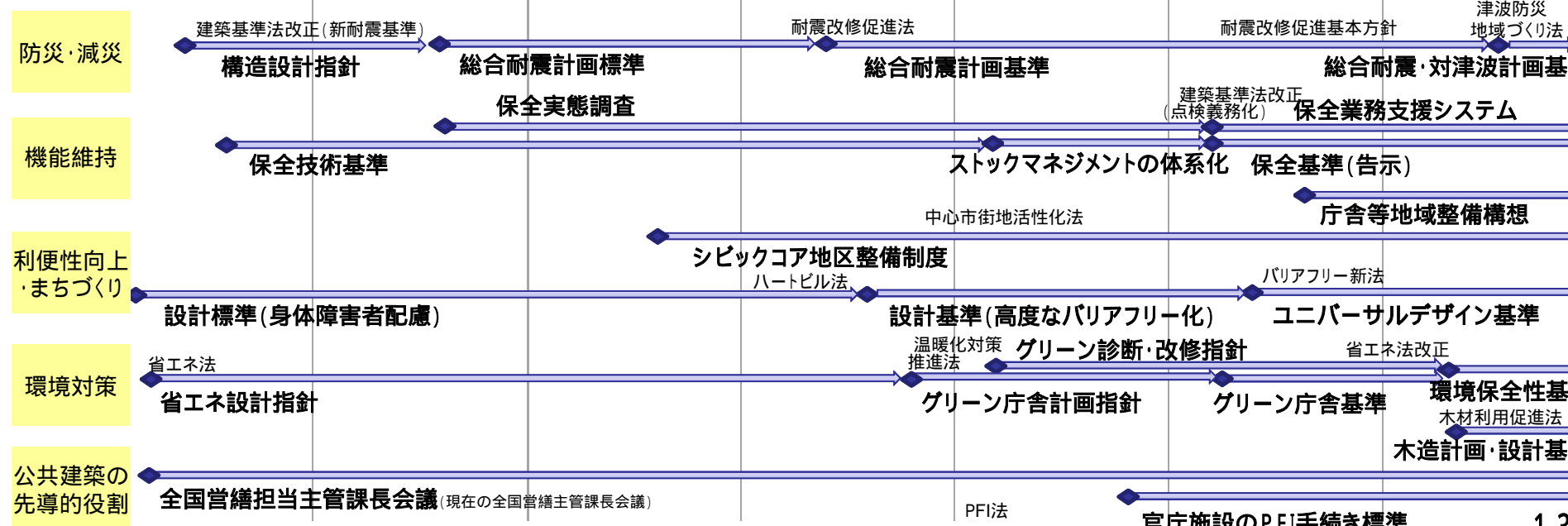
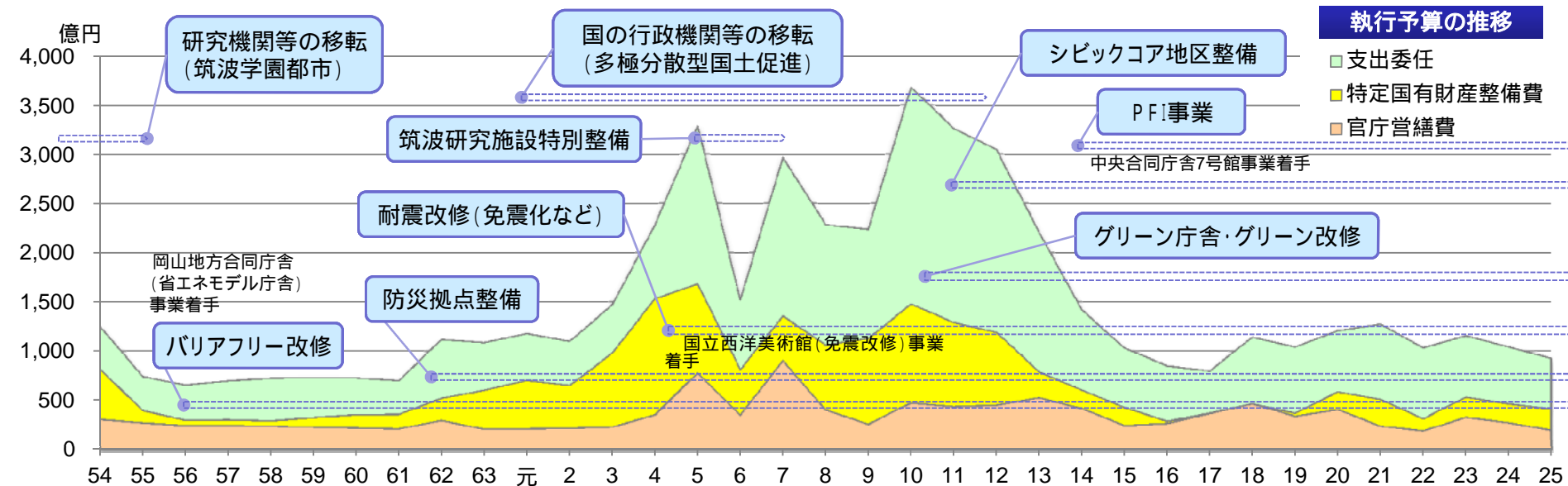
第3章 評価の全体構成

3. 評価の全体構成 (ロジックモデル)



第4章 施策の背景と取組みの経緯

4. 施策の背景と取組の経緯



第5章 施策の実施状況と評価

5. 施策の実施状況と評価【概要】(全体像)

	指標の例	これまでの成果	官庁営繕の当面の課題
防災減災	<p>耐震化率(官庁基準) 政策チェックアップ指標 ・88%(H25年度末)</p> <p>災害対策活動拠点の人口カバー率 ・平均87%(H25年度末)</p>	<p>災害対策活動拠点施設の耐震化により、多くのエリアで災害時の応急対策活動が円滑化</p> <p>耐震化の推進により、多くの施設の人命の安全を確保</p>	<p>地震対策の推進 ・更なる耐震化の推進 ・電力確保の促進等</p> <p>津波対策の推進 ・「津波防災診断」の促進(各省各庁が実施) ・津波対策の実施(施設整備と運用管理との連携)</p>
機能維持	<p>保全状況の良好な施設の割合 政策チェックアップ指標 ・37%(H21年度) 58%(H25年度)</p> <p>健全建物の割合 ・39%(H15年度) 58%(H25年度)</p>	<p>適正な保全の推進(指導・支援)により、 ・保全状況の良好な施設の割合*1が年々増加 ・健全建物の割合*2が年々増加 (高齢建物は年々増加) *1:保全の評点が80点以上の施設 *2:現存価値が70%以上の建物</p>	<p>「地域における施設整備構想」の見直し 「施設カルテ」作成と技術支援 「長寿命化計画」策定の促進 ・各省各庁との連絡調整による促進 ・都道府県等との連携による市町村支援</p> <p>更なる保全指導の推進 ・「中長期保全計画」の更なる促進(各省各庁が作成) ・保全状況の良好な施設の更なる増進</p>
利便性向上 まちづくり	<p>合同庁舎整備のまちづくりへの影響</p> <p>・肯定的回答 一般利用者52% 周辺住民 44%</p> <p>・否定的回答 一般利用者5% 周辺住民 14%</p>	<p>地域との連携、歴史的建造物の保存、ユニバーサルデザインの導入による整備により、地方公共団体、一般利用者、住民等から概ね良好な評価</p>	<p>地域との連携、歴史的建造物の保存を引き続き実施 既存施設の更なるバリアフリー化の推進</p>
環境対策	<p>運用改善の支援を行った施設のCO2排出削減率(H13比目標8%) ・平均16%(H22年度~24年度平均)</p>	<p>CO2排出削減の推進(施設整備と運用改善支援)により、政府自らの率先実行に貢献</p> <p>木造化・木質化の促進により、自然環境保全等に貢献</p>	<p>既存施設の更なるグリーン化の推進 更なる木造化・木質化の推進</p>
先導的役割の 公共建築	<p>公共建築工事標準仕様書の利用率(H25年度) ・都道府県・政令市 98% ・民間工事発注者等 80%</p>	<p>技術基準類や新たな調達・整備手法(免震・PFI等)が公共発注者や民間企業において広く活用されることにより、建築分野の質的・技術的水準の向上に寄与</p>	<p>新たな入札契約手法の導入 ・見積活用方式、価格交渉方式等</p> <p>あらゆる機会を利用した技術支援の実施(コンサル機能の強化等) ・HP公表(基準類、各種手法・技術情報) ・公共建築相談窓口(老朽化対策、不調・不落対策等) ・ブロック会議、地区連絡会議、講習会 ・出前講座、発注手続支援</p>

5. 評価の実施状況と評価【概要】(防災・減災)

防災・減災

<p>概要</p>	<p>(1) 地震対策 基準類の整備 耐震改修等の実施</p> <p>防災拠点施設の整備</p>	<p>(2) 津波対策 基準類の整備 津波対策の実施</p> <p>津波防災診断の促進と技術支援</p>
<p>実績</p>	<p>災害応急対策活動拠点施設の整備数 (構造体の耐震安全性の分類が 類、 類のS62年以降に整備した施設数(累積)) 〇 39(H5年度) 197(H25年度)</p> <p>耐震化()の実施数 (構造体の耐震安全性の分類が 類・ 類と 類の施設で、耐震性能を満たした施設数(累積)) 〇 類: 728(H19年度) 960(H25年度) 〇 類: 1,195(H19年度) 1,466(H25年度)</p> <p>耐震改修工事費(官庁営繕費で予算化した耐震改修工事費) 〇 計 約1,300億円(H9年度～H25年度累積)</p>	<p>津波対策を実施した施設数 (H25年度末までの完成施設数) 〇 災害応急対策活動のための機能を確保 : 7施設 〇 一時避難場所としての機能を確保 : 7施設 (うち、上記の両方の機能を確保 : 5施設)</p> <p>津波対策工事費(官庁営繕費で予算化した津波対策工事費) 〇 計 約14億円(H24年度～H25年度累積)</p>
<p>評価(指標)</p>	<p>官庁施設の耐震化率(面積ベース) (国土交通省官庁営繕部が整備を実施している施設で、一般会計施設()の耐震化率) 延べ面積200㎡未満の建築物や、倉庫、車庫、渡り廊下等の付属屋は除く 〇 70%(H19年度末) 88%(H25年度末)</p> <p>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」等を受け、公表した目標値: 90%(H27年度末) 政策チェックアップの目標値: 95%(H28年度末)</p> <p>耐震性能を満たす災害対策活動拠点の人口カバー率 (耐震性能を満たしている官署の管内人口の割合) 〇 平均24%(H6年末) 平均87%(H25年度末)</p>	<p>津波防災診断の実施率() : 津波防災警戒区域(都道府県が指定)内の施設が対象</p> <p>津波対策の実施率</p> <p>(参考)津波避難ビル等として指定された国の施設数 〇 39件(H26.8時点)</p> <p>今後、フォローアップしていく指標</p>
<p>成果</p>	<p>災害対策活動拠点施設の耐震化により、多くのエリアで災害時の応急対策活動が円滑化</p> <p>耐震化の推進により、多くの施設の人命の安全を確保</p>	<p>津波発生時の災害応急対策活動を円滑化 施設利用者及び地域住民の安全に寄与</p>
<p>課題</p>	<p>非構造部材の耐震化、電力確保のための機能強化</p>	<p>津波防災診断及び対策を推進</p>

5. 評価の実施状況と評価【概要】(機能維持、利便性向上・まちづくり)

機能維持

概要	法令・基準類の整備	保全指導の徹底	施設整備構想の策定	施設カルテの作成と技術支援
実績	保全指導 ○ 個別指導件数: 1,098件 (H25年度) ○ うち実地指導件数: 558件、指導結果通知数: 348件		会議・講習等 ○ 開催数: 60回 (H25年度) (国・独法等・地方公共団体の計約1,700機関、計約2,200人が参加)	
評価(指標)	保全状態の良好な施設の割合 (保全実態調査6項目の評点から総評点を算出し、80点以上を良好、60点以上を概ね良好と判定) ○ 良好: 37% (H21年度) 58% (H25年度) ○ 概ね良好: 81% (H21年度) 94% (H25年度) 政策チェックアップ(目標値: 良好な施設を60% (H28年度末))		健全建物の割合 (築30年を超える建物のうち、健全建物()の延床面積の割合) 建物全体としての新築時の性能を100とした場合の現存価値(現存率)が70以上の建物。 (対象建物の調査は5年毎に実施) ○ 39% (H15年度) 58% (H24年度)	
成果	適正な保全の推進(指導・支援)により、 保全状況の良好な施設の割合、健全建物の割合が年々増加 (高齢建物は年々増加)			
課題	保全指導の一層の充実、整備構想に基づく長寿命化改修や施設カルテ作成の推進			

利便性向上・まちづくり

概要	(1) 合同庁舎の整備、地域との連携	長期営繕計画の策定 シビックコア地区	合同庁舎の整備 中心市街地活性化に資する整備	一団地の官公庁施設 地域連携
実績	合同庁舎の整備実績(累積施設数) ○ 23施設 (S38年度末) 435施設 () (H25年度末) 建替や同一敷地内の増築を含むため、現在の施設数は365施設 一団地の官公庁施設の都市計画決定実績(累積数)() ○ 都市計画決定数: 8 (S30年代) 12 (平成以降) つくば市一団地 (S43都市計画決定、H13廃止)を除く	シビックコア地区整備計画策定地区(累積数) ○ 19地区 (H24年度末)、うち合同庁舎整備済地区数: 15地区 (H24年度末) (参考: シビックコア地区内における合同庁舎整備費(予算額) 計約2,300億円) 中心市街地活性化基本計画区域内の整備実績(累積施設数) ○ 16施設 (H25年度末)		
評価(指標)	合同庁舎整備のまちづくりへの影響(満足度調査・貢献度調査の結果) ○ 「シビックコア地区」等における合同庁舎のまちづくりに対する貢献度調査(15施設、H26.1実施) 肯定的回答: 地方公共団体87% 否定的回答: 地方公共団体0%			
成果	住民や地方公共団体などから 概ね良好な評価		課題	利便性の一層の向上、まちづくりへの更なる貢献

5. 評価の実施状況と評価【概要】(利便性向上・まちづくり)

利便性向上・まちづくり

概要

(2) 歴史的建造物の保存・活用
歴史的建造物を保存・活用した整備の推進

実績

保存・活用した施設数

- 0 建物全体を保存: **9施設**
(外観を保存し、内装を改修したものを含む)
- 0 建物の一部を保存: **7施設**



全体保存の例
(横浜地方気象台)

(3) バリアフリー化

基準類の整備 官庁施設のバリアフリー化

窓口業務を行う官署が入居する庁舎等の新築施設の整備

- 0 建築物移動等円滑化誘導基準⁽¹⁾と同等以上の水準による整備を実施した施設数⁽²⁾: **224施設** (H24年度末)
 - 1 バリアフリー法施行以前は利用円滑化誘導基準
 - 2 平成9年版以降の設計基準を適用した整備を対象
- 既存施設の改修
 - 0 バリアフリー化改修を実施した施設数: **1,068施設** (H25年度末)
(参考: H7~25年度におけるバリアフリー関連予算額 計約160億円)
 - ユニバーサルデザインレビュー()を実施した施設数: **32施設** (H25年度末) 一般利用者、専門家等から意見聴取を実施

評価(指標)

周辺住民アンケート(横浜地方気象台庁舎) (総回答数: 500)

- 0 歴史的価値の保存: 肯定的回答**92%**、否定的回答6%
- 0 地域に親しまれる施設: 肯定的回答**79%**、否定的回答17%
- 0 魅力ある観光地の形成への配慮: 肯定的回答**87%**、否定的回答11%

(参考) CVM(仮想評価法)調査(横浜地方気象台庁舎) (総回答数: 500)
(庁舎周辺(半径12km圏内)の住民に対し、歴史的価値を保存・活用するために支払っても構わない金額(支払意志額)をアンケート)

- 0 歴史的価値保存の支援金に係る支払意志額: 1,036円 / 世帯
調査範囲の全世帯数を乗ずると約12億円となり、総事業費(約10億円)を上回る。

バリアフリーに関する改善率

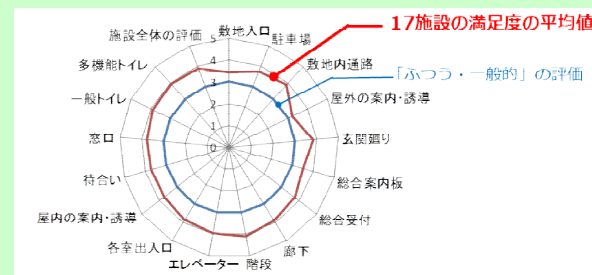
(バリアフリー法(旧ハートビル法を含む)の趣旨を踏まえ改善が図られた施設の割合)

- 0 57% (H14年度末) **90%** (H25年度末) (1,209施設)

新築施設における**一般利用者**(主に高齢者、障害者等)等への満足度調査

(17施設、総回答数: 500)

全評価項目について、「ふつう」を上回った。



成果

歴史的価値と良好な景観を維持し、
地域住民の満足度向上と地域活性化に寄与

施設利用の円滑化に十分な効果がみられる

課題

歴史的価値、良好な景観、地域活性化に配慮した取組を推進

既存施設のバリアフリー化を更に推進

5. 評価の実施状況と評価【概要】(環境対策)

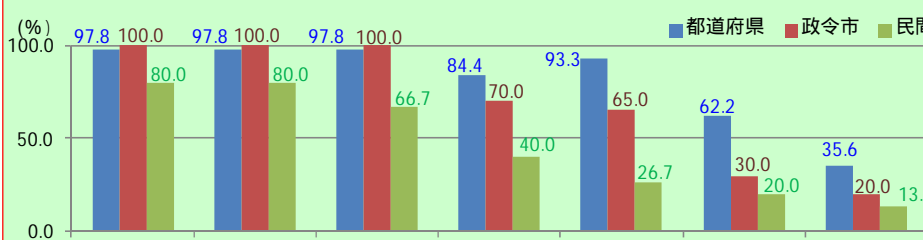
環境対策

<p>概要</p>	<p>(1) グリーン化、運用改善支援</p> <p>環境に配慮した官庁施設の整備 PDCAサイクルの取組</p> <p>基準類の整備 運用改善の技術支援</p>	<p>(2) 木材利用の促進</p> <p>国の公共建築物の木材利用の促進 基準類の整備 地方公共団体との連携</p>
<p>実績</p>	<p>環境に配慮した官庁施設の整備状況 (官庁営繕事業における努力基準適合率(新築事務庁舎のうち努力基準に適合している施設数割合))</p> <ul style="list-style-type: none"> 0 70% (H18年度) 100% (H25年度) (参考: H14~22年度におけるグリーン化関連予算額 計約390億円) <p>「政府の実行計画」に基づく太陽光発電及び建物の緑化の整備状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 0 太陽光発電: 約950kW (H18年度末) 約2,400 kW (H24年度末) : 約2.5倍 0 建物の緑化: 約17,300㎡ (") 約28,000 ㎡ (") : 約1.6倍 <p>運用改善の技術支援件数</p> <ul style="list-style-type: none"> 0 H20年度~H25年度6年間の平均 : 700件程度 	<p>国の木材利用の取組 (H24年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 0 木造で整備を行った国の施設合計: 42棟 (9棟) 7,744㎡ (2,042㎡) (参考: H24年度完成施設整備費(予算額) 計約7億円) 0 内装等の木質化を行った国の施設合計: 258棟 (38棟) 0 木材使用量合計(概算値含む): 5,002m³ (712m³) ()内は官庁営繕の整備分
<p>評価(指標)</p>	<p>エネルギー使用量の削減状況 (庁舎の単位面積あたりのエネルギー使用量のH17年度比)</p> <ul style="list-style-type: none"> 0 庁舎(合同庁舎含む): 24%削減 (H24年度) 0 うち合同庁舎: 26%削減 (H24年度) <p>政府の実行計画の目標達成状況 (温室効果ガスの総排出量のH13年度比 (目標値: 8%削減) (H22年度~H24年度平均))</p> <ul style="list-style-type: none"> 0 政府実行計画対象施設(約11,000施設、約1,600万㎡) : 8.6%削減 0 官庁営繕の重点的技術支援施設(主に合同庁舎等、165施設、約320万㎡) : 15.6%削減 	<p>官庁施設の木造化による炭素放出削減量</p> <ul style="list-style-type: none"> 0 建設材料製造時の概算炭素放出削減量 (鉄筋コンクリート造との比較) $0.122t/m^2_{(1)} \times 7,744m^2 = \mathbf{940t}$ の炭素放出を削減 0 木材の概算炭素固定による炭素放出削減量 $0.044t/m^2_{(2)} \times 7,744m^2 = \mathbf{340t}$ の炭素放出を削減 <ol style="list-style-type: none"> 「炭素ストック、CO2放出の観点から見た木造住宅建設の評価」 秋田県立大学 岡崎泰男准教授・東京大学 大熊幹章名誉教授、 木材工業(Vol53 No.4 1988)を準用 木材使用量0.22m³/m² 木材比重0.4t/m³ 木材中の炭素重量比0.5と仮定 <p>計 1,280t の炭素放出量を削減</p>
<p>成果</p>	<p>CO2排出削減の推進により、政府自らの率先実行に貢献</p>	<p>木造化・木質化の促進により自然環境保全等に貢献</p>
<p>課題</p>	<p>既存施設の環境対策の強化等の一層の推進</p>	<p>木材利用の一層の促進</p>

5. 評価の実施状況と評価【概要】(公共建築の先導的役割)

公共建築の先導的役割

概要	統一基準類の整備	先導的取組と公表・周知	各種会議の開催	公共建築相談窓口・出前講座等の支援
実績	統一基準の整備数(制定及び改定数) ○ H14～H25年度までに、制定数計21、改定数計47 先導的取り組みの状況 ○ PFIによる施設整備 ・H14年度に入札公告した中央合同庁舎7号館を皮切りに、計18件を実施 ○ 免震構造の施設整備 ・H9年度完成の国立西洋美術館の免震改修(国内初)を皮切りに、計22件を実施 ・新築ではS63年度以降、計17件を整備		各種会議の開催実績(H25年度) ○ 保全連絡会議 出席機関数: 国1,233、独法等137、地方公共団体239 ○ 地方公共団体関係会議() 開催件数: 全国3、地方ブロック38 47の都道府県、20の政令市、国土交通省からなる全国営繕主管課長会議関連の会議	支援の実績 ○ 公共建築相談窓口: 1,946件(H26.1～12) 「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」通知後に増加 ○ 出前講座: 55件(H25年度) ○ 各種委員協力: 65件(H25年度)

評価(指標)	<h4>基準類の使用状況</h4>  <p>公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、 公共建築工事積算基準・公共建築工事標準単価積算基準、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 公共建築木造工事標準仕様書 木造計画・設計基準、官庁施設的环境保全性基準</p>	<h4>ホームページアクセス状況()</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○ 官庁営繕ページへのアクセス数: 約200万件/月 ○ 主な閲覧ページ: 設計・施工関連基準: 約160万件/月 その他: 約40万件/月 <p>国土交通省では月毎にホームページアクセスTOP1000の統計を把握</p>
	<h4>新たな調達・整備手法の普及状況</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国内のPFIによる施設整備数 ・国が実施主体のPFI事業は、H14年度から65件の事業件数 ・国内のPFI事業は、440件 ○ 国内の免震建物の施設整備数 ・国内の免震建物(新築・改修、戸建住宅を除く)は、2,000棟以上 	

成果 技術基準類や新たな調達・整備手法(免震・PFI等)が公共発注者や民間企業において**広く活用**されることにより、**公共建築等の質的・技術的水準の向上に寄与**

課題 先導的取組の一層の推進 20

5 - 1 - 1 . 防災・減災 地震対策

目的

大規模災害リスクの低減

災害応急対策活動の円滑化

人命の安全確保

行政機能の早期回復

耐震化の推進

「耐震改修促進法(1)」の基本方針(2)に基づき、耐震性に係るリストを公表、整備目標を策定の上、計画的かつ重点的な耐震化を推進

1: 建築物の耐震改修の促進に関する法律(H7年法律)

2: 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(H18年告示)



事務所ビル1、2階の崩壊

兵庫県南部地震における建築基準法に基づく耐震性能を満たしていない建物の被害事例



店舗1階柱の圧壊

(消防庁のホームページより引用)

概要

官庁営繕の整備目標

平成27年度末までに

すべての既存不適格建築物(耐震性能評価値1.0未満)

について建築基準法に基づく耐震性能確保

全体では官庁施設の耐震基準を満足する割合が少なくとも9割(面積率)

基準類の整備

防災拠点施設の整備

大規模地震災害に備え、災害応急対策活動の拠点となる官庁施設の防災機能を強化

耐震改修等の実施

「耐震改修促進法」等に基づき、既存施設の計画的かつ重点的な耐震化を推進



外部の被災状況



内部の被災状況

神戸第2地方合同庁舎
 建物完成: 昭和60年5月
 震度: 7 (平成7年1月17日 兵庫県南部地震)
 被災前の耐震性能: 災害応急対策活動拠点としての耐震性能はなし
 被災状況: 柱が破断するなど構造体が損傷し、機能の復旧に時間を要した

兵庫県南部地震における建築基準法に基づく耐震性能を満たしている建物の被害事例

参考

官庁施設における耐震安全性の確保

災害対策基本法における行政機関の区分に基づき、官庁施設の防災上の機能及び用途に応じて施設を3つ(類)に分類し、それぞれ耐震性能を規定

耐震基準値	耐震安全性の目標	対象施設
1.5 (類)	大規模地震後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できる 人命の安全確保に加えて十分な機能確保	災害対策基本法の「指定行政機関」及び「指定地方行政機関」のうち道又は二以上の都府県を管轄区域とするものが使用する官庁施設等 [指定行政機関: 内閣府、警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省 等]
1.25 (類)	大規模地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できる 人命の安全確保に加えて機能確保	災害対策基本法の「指定地方行政機関」が使用する官庁施設(類 に属するものを除く)等 [指定地方行政機関等: 沖縄総合事務局、機動隊、航空交通管制部、海上保安部 等]
1.0 (類) 建築基準法相当	大規模地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくない 人命の安全確保	その他の官庁施設 [地方検察庁、法務局、税務署、労働基準監督署、公共職業安定所 等]

災害応急対策活動拠点

5 - 1 - 1 . 防災・減災 地震対策

実績

基準類の整備状況

位置・規模・構造の基準(告示)の改正 (H18.3)

o 官庁施設の種類の耐震安全性の目標値の明確化

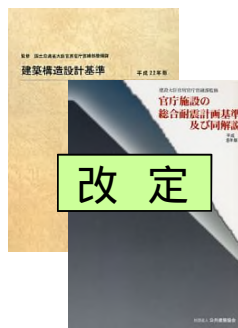
総合耐震・対津波計画基準の改定 (H25.3)

o 津波対策の明確化

o 長時間・長周期地震動対策等の追加

構造設計基準の改定 (H25.5)

o 津波対策及び地震対策の拡充



防災拠点施設の整備状況

災害応急対策活動拠点施設の整備数

構造体の耐震安全性の分類が Ⅰ類、Ⅱ類の昭和62年以降に整備した施設数(累積)

	H5年度	H12年度	H19年度	H25年度
合同庁舎	34	56	71	82
単独庁舎	5	37	85	115

出典: H26.3官庁営繕部調べ



中央合同庁舎7号館
(Ⅰ類施設)



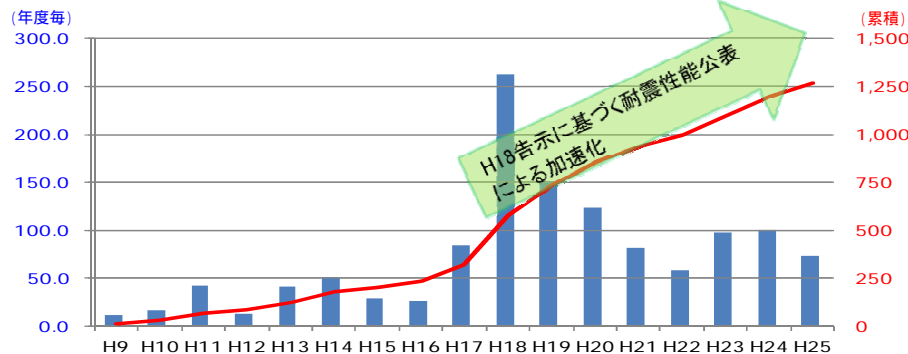
横須賀地方合同庁舎
(Ⅱ類施設)

耐震改修の実施状況

耐震改修工事費の推移(平成9年度以降)

官庁営繕費で予算化した耐震改修工事費

(単位: 億円)



耐震化(Ⅰ)の実施数

構造体の耐震安全性の分類が Ⅰ類・Ⅱ類と Ⅲ類の施設で、耐震性能を満たした施設数(累積)

建替・取りこわし施設等を含む

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
Ⅰ類	728	821	855	888	907	938	960
Ⅱ類	1,195	1,235	1,290	1,338	1,373	1,432	1,466

出典: H26.3官庁営繕部調べ



官庁施設の耐震改修の事例

5 - 1 - 1 . 防災・減災 地震対策

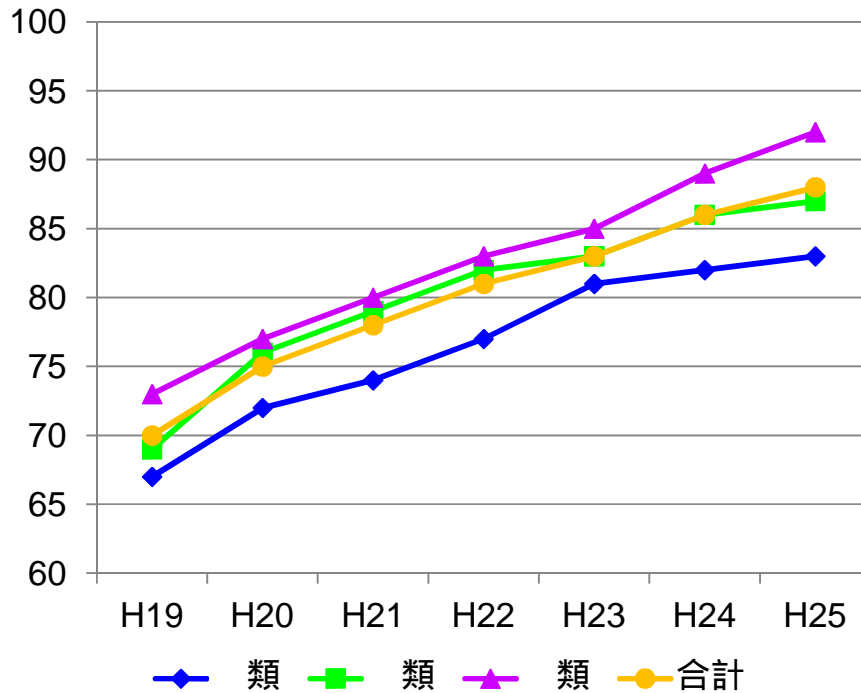
評価

官庁施設の耐震化率

官庁施設の耐震化率は、順調に推移している。

[国土交通省官庁営繕部が整備を実施している施設で、一般会計施設()の耐震化率]

延べ面積200㎡未満の建築物や、倉庫、車庫、渡り廊下等の付属屋は除く



出典: H26.3官庁営繕部調べ

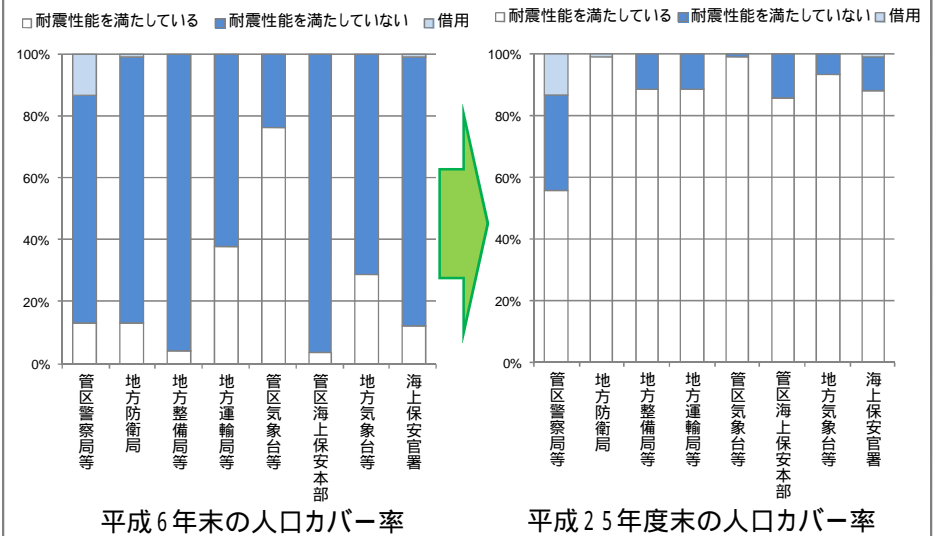
耐震性能を満たした災害応急対策活動拠点の人口カバー率()

各官署の災害応急対策活動拠点の人口カバー率は、改善が図られている。

[耐震性能を満たした災害応急対策活動拠点の人口カバー率()]

災害応急対策活動拠点の人口カバー率
「災害応急対策活動を行う官署の管轄内の人口」に対する「耐震性能を満足した官庁施設に入居する災害応急対策活動を行う官署の管轄内の人口」の割合。対象機関は次のとおり。

管区警察局等(8官署)、地方防衛局(8官署)、地方整備局等(10官署)、地方運輸局等(11官署)、管区气象台等(6官署)、管区海上保安本部(11官署)、地方气象台等(地方气象台・測候所)、海上保安官署(海上保安監部・海上保安部・海上保安署)



平成6年末の人口カバー率

平成25年度末の人口カバー率

出典: H26.3官庁営繕部調べ

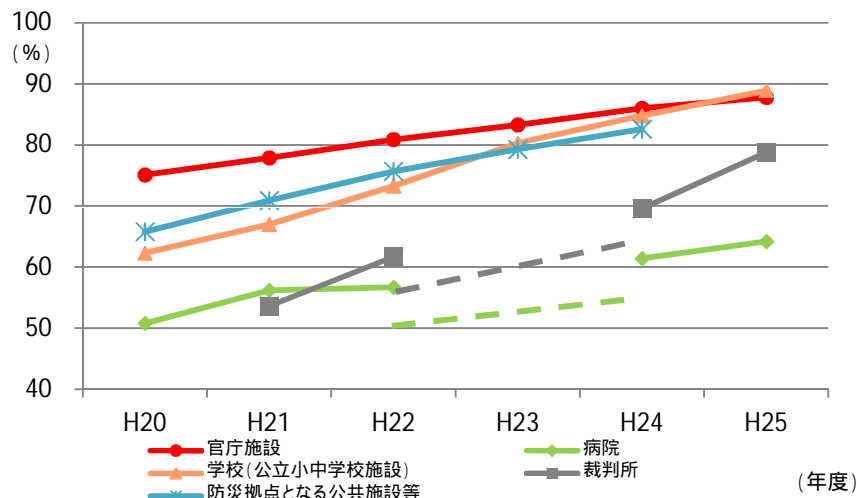
5 - 1 - 1 . 防災・減災 地震対策

評価

その他の公共施設との耐震化率の比較

公共施設の耐震化率は順調に推移している。
官庁施設の耐震化率は公共施設の中でも上位。

[耐震化率の推移]



■ 官庁施設 (2,653棟 (国土交通省が整備等を所掌する国家機関の建築物のうち、災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等)) の耐震化率。
国土交通省官庁営繕部が整備を実施している施設 (官公法第 10 条による) で、一般会計施設 (延べ面積200㎡未満の建築物や、倉庫、車庫、渡り廊下等の付属屋は除く) の耐震化率。
出典: 国土交通省官庁営繕部調べ

■ 病院 (8,524棟 (H25.8時点)) の耐震化率: 医療法第 1 条の 5 に規定する病院の耐震化率。
H23の数値は非公表であるため、点線としている。
出典: 厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000039914.html>)

■ 学校 (公立小中学校施設 (120,460棟 (H25.4時点))) の耐震化率。
出典: 文部科学省HP (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/taishin/1344741.html)

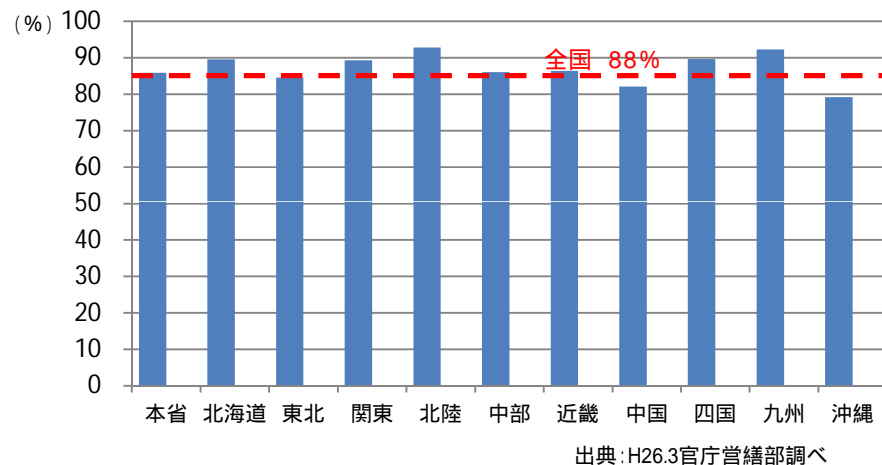
■ 裁判所施設 (622棟 (H24.5時点)) の耐震化率: 裁判所施設のうち、階数3以上かつ延べ面積1,000㎡以上の耐震化率。
H23の数値は非公表であるため、点線としている。
出典: 裁判所HP (http://www.courts.go.jp/about/siryo/taisin_kekka/)

■ 防災拠点となる公共施設等 (188,312棟 (H24年度末時点)) の耐震化率。
H23の数値は、岩手県、宮城県、福島県並びにこれらの市町村データを除き集計したものを。
出典: 総務省HP (http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2602/260214_1houdou/01_houdoushiryou.pdf)

官庁施設の耐震化率

全国的に、耐震化は概ね順調に進捗している。
目標達成に向け、引き続き耐震化を推進していく。

[地域別の官庁施設の耐震化率 (H25年度)]



【成果と課題】

兵庫県南部地震 (H7.1.17) 以降の耐震化の推進により、多くの施設で**在庁者の安全性が確保される**とともに、ほとんどのエリアで**災害時の応急対策活動が可能**となった。

しかし、東日本大震災により、天井など非構造部材の耐震化や、電力確保のための機能強化など新たな課題が明らかになったことから、今後とも対応が必要である。

5 - 1 - 2 . 防災・減災 津波対策

目的

大規模災害リスクの低減

- 災害応急対策活動の円滑化
- 在庁者等の安全の確保
- 行政機能の早期回復

津波対策の推進

災害対策基本法(1)の防災基本計画(2)に基づき、不特定多数の者が使用する施設や応急対策上重要な施設の津波対策を実施

1: S36法律223号、 2: S38.6中央防災会議決定

概要

基準類の整備

社会資本整備審議会からの答申()を受けて、関係基準類について所要の改正を行うとともに、「津波防災診断指針」を新たに策定

答申「大津波等を想定した官庁施設の機能確保の在り方について」(H25.2)

津波防災診断の促進と技術支援

2つのレベルの津波ごとに設定した業務上の目標に対してその達成の程度を確認し、津波対策(ソフト・ハード)の必要性の有無を把握することが目的

診断主体は施設管理者

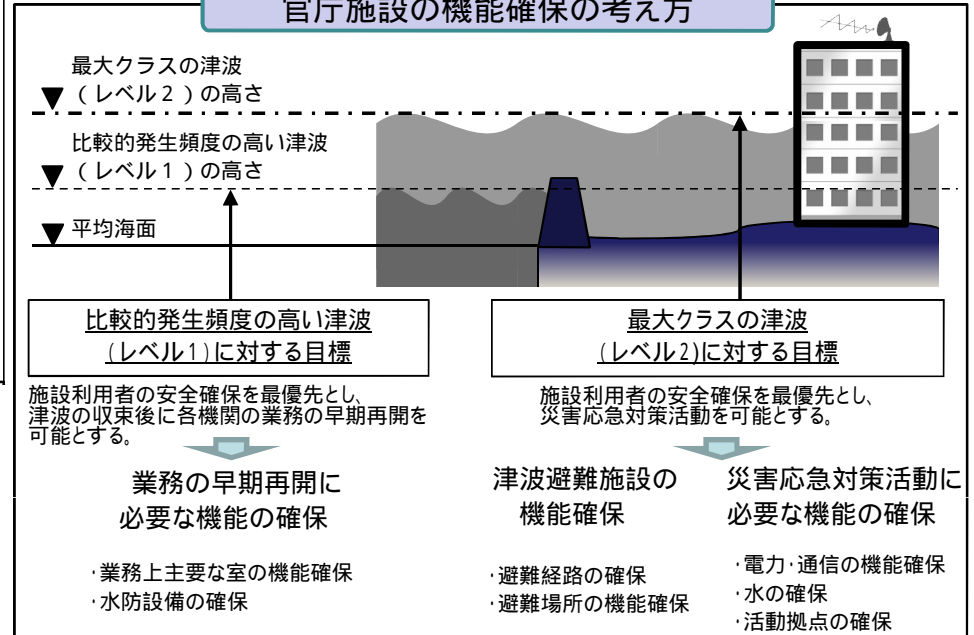
診断の実施に当たり、**国交省は技術的に支援**

津波対策の実施

災害応急対策活動拠点施設の整備

- 0 津波による外力に耐える構造体
- 0 災害対策活動に使用する室・設備を津波が来ない上階に設置 など
- 0 一時的避難場所の整備
- 0 屋外階段の設置
- 0 屋上等への避難スペースの整備 など

官庁施設の機能確保の考え方



屋外避難階段の設置例



住民見学会の開催
(日和佐地方合同庁舎)

5 - 1 - 2 . 防災・減災 津波対策

実績

基準類の整備状況

位置・規模・構造の基準(告示)の改正(H25.3)

o対応すべき災害に津波が含まれることを明確化

総合耐震・対津波計画基準の改定(H25.3)

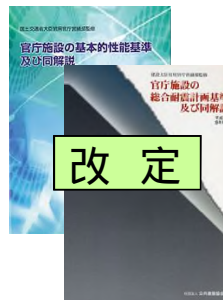
o津波対策に関する内容を追加
o長時間・長周期地震動対策等の地震対策の追加

基本的性能基準の改定(H25.3)

o対浸水に関する性能に関する内容の見直し
o対津波に関する性能に関する規定を新たに追加

津波防災診断指針の策定(H25.3)

o津波対策の必要性の有無を確認する標準的な方法を指針として策定



改定

津波防災診断に関する実績

津波防災診断の実施には、最大クラスの津波が各施設に到達する高さについて、都道府県が定める想定値(基準水位)が必要になるがその策定は進んでおらず、**現時点で診断実績なし**

昨年度、現存する5施設を対象として、入手可能な情報に基づく「**仮診断**」を試行し、**国交省は技術的に支援**

津波対策を実施した施設数 ()

災害応急対策活動のための機能を確保 : 7施設
一時避難場所としての機能を確保 : 7施設
(上記の両方の機能を確保 : 5施設)

:平成25年度末までの完成施設数

(参考:津波対策工事費(官庁営繕費で予算化した津波対策工事費)
平成24~25年度累積計 約14億円)

評価

津波対策の実施状況

津波防災診断を実施した施設の割合()

:津波防災警戒区域(都道府県が指定)内の施設が対象

津波対策を完了した施設の割合

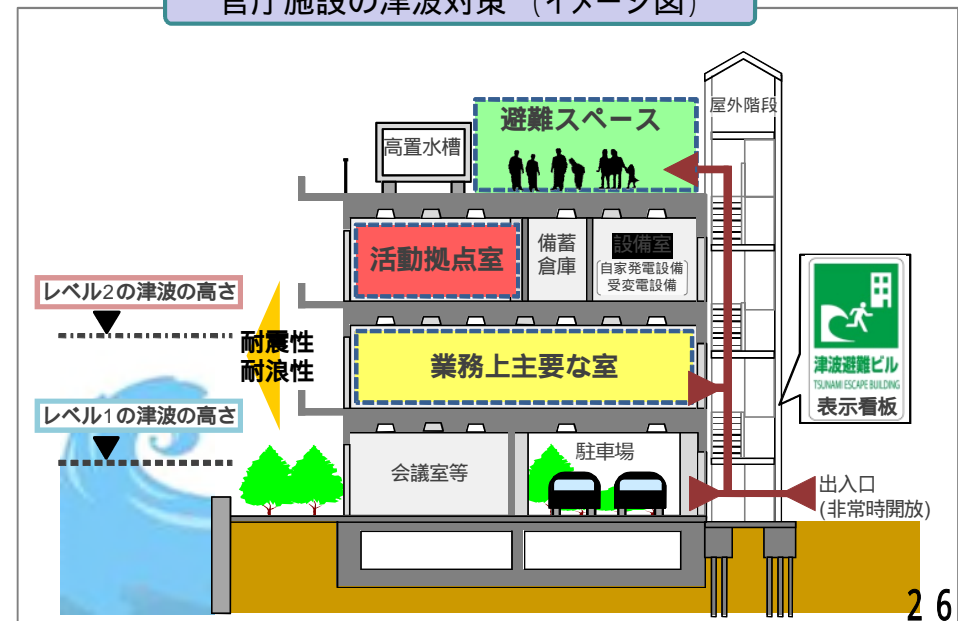
(参考)津波避難ビル等として指定された国の施設数(H26.8現在:39件)

今後、
フォローアップ
していく指標

【課題】

津波発生時の**災害応急対策活動を円滑化**し、**施設利用者及び地域住民の安全に寄与**するため、津波防災診断及び対策を推進する必要がある。

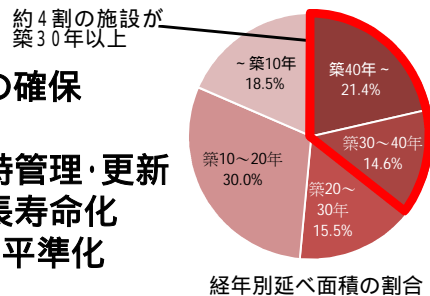
官庁施設の津波対策 (イメージ図)



5 - 2 . 機能維持 (保全指導・老朽化対策)

目的

社会資本の安全・安心の確保
 財政支出の抑制
 適正かつ計画的な維持管理・更新
 既存ストックの活用と長寿命化
 トータルコストの縮減と平準化



概要

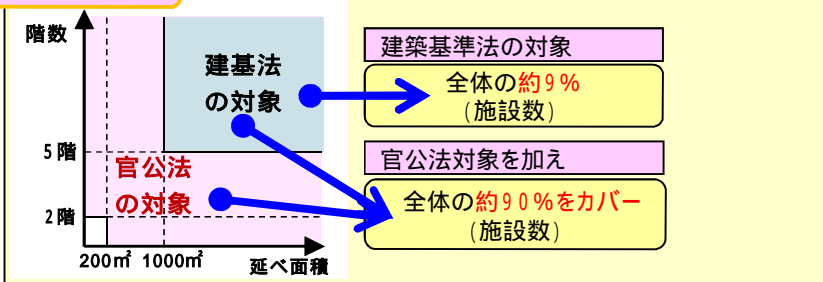
法令・基準類の整備

点検・適正な保全の実施のための法令

- o点検の実施
対象施設、点検周期、実施方法(項目、方法、判定基準) 等
- o適正な保全の実施
各省各庁の保全義務の内容、維持すべき(支障がない)各部位の状態 等

参考

官庁施設(事務所等の建築物)における法令点検の対象



保全業務支援等の基準類

- o各省各庁による保全業務を支援する基準類 (共通仕様書、積算基準 等)

保全指導のための要領等

- o国交省が実施する保全指導の実施要領、マニュアル等

保全指導の徹底

保全実態調査の実施

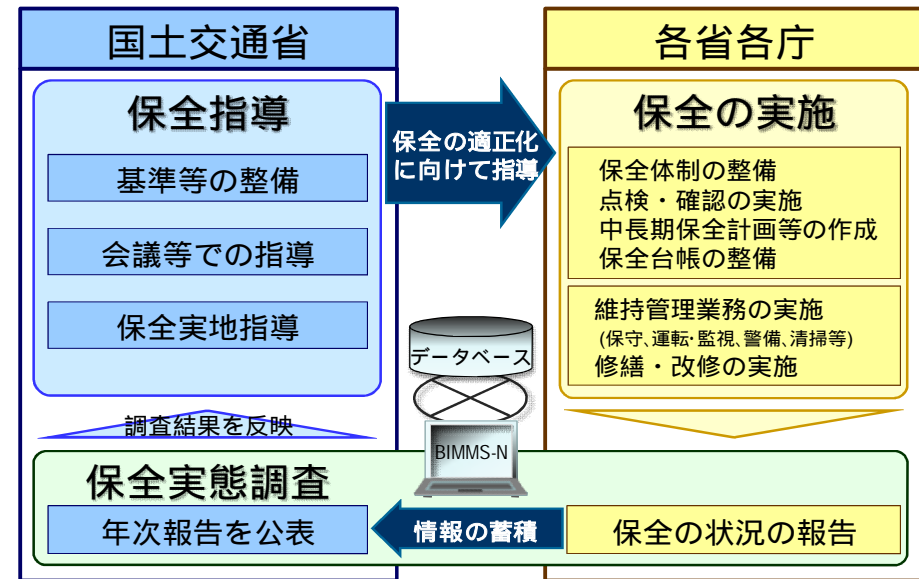
- o毎年度、官庁施設の保全実態調査を実施し、調査結果を「保全の現況」として公表
- o調査結果は、次年度以降の保全指導計画に反映するとともに、保全実地指導の対象施設選定等にも活用

保全実地指導の実施

- o営繕職員が、官庁施設の保全の状況を現地で直接確認し、専門的観点から、指導・支援を実施

会議・講習会等の実施

- o毎年、各地区ブロックで、「地区官庁施設保全連絡会議」を開催
- o各省各庁や地方公共団体等の保全業務担当者が参加し、保全に関する情報提供と意見交換を実施



*BIMMS-N: 官庁施設情報管理システム

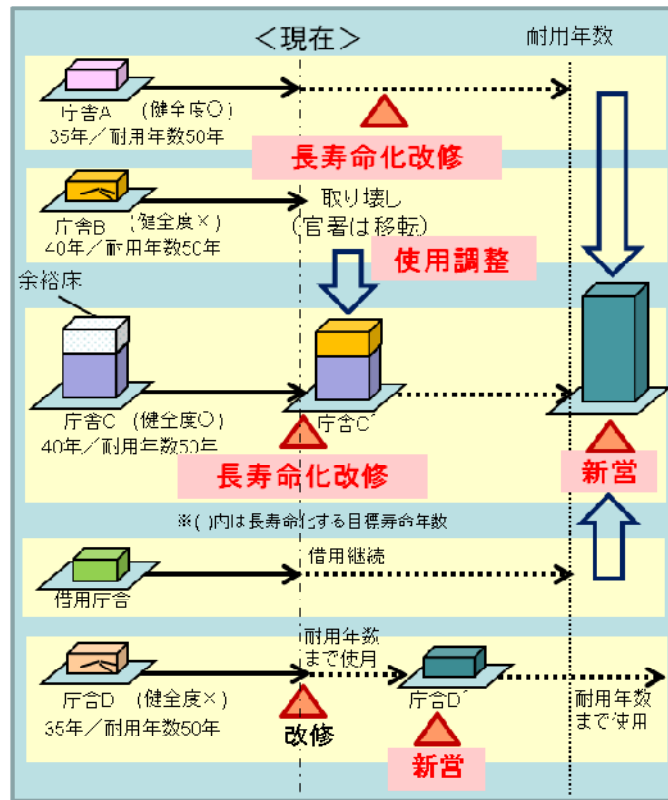
保全指導(国土交通省)と保全の実施(各省各庁)のサイクル

5 - 2 . 機能維持 (保全指導・老朽化対策)

概要

施設整備構想の策定

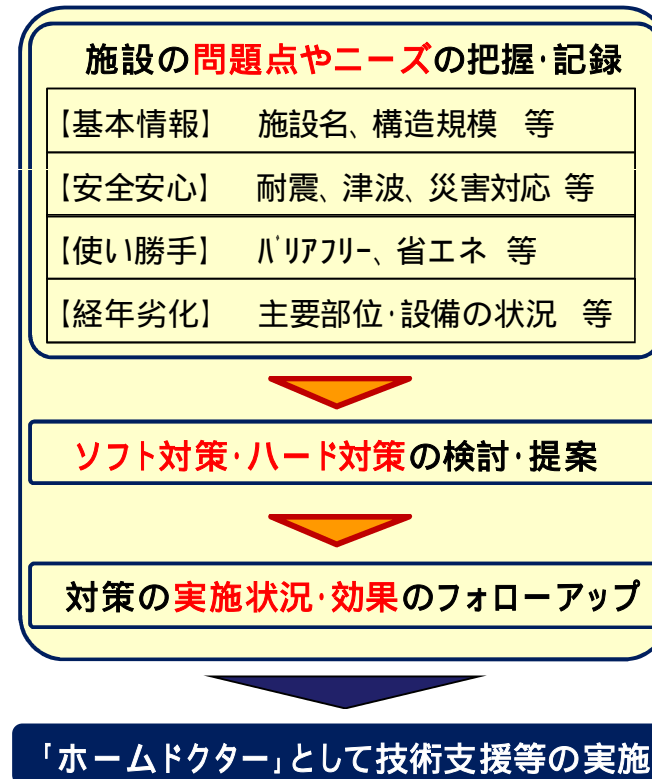
一定地域内の全ての官庁施設を対象として、施設の集約や官署の組替えなどの整備手法を組合せた施設整備構想を策定
特に、築後30年を超える施設のうち、劣化状況が比較的健全な施設については、長寿命化改修を実施



施設整備構想のイメージ

施設カルテの作成と技術支援

「施設カルテ」(施設の問題点・ニーズの記録)を作成し、それに基づき技術的に支援



施設カルテと技術支援

5 - 2 . 機能維持 (保全指導・老朽化対策)

実績

法令・基準類の整備状況

法令・関係基準

点検実施のための法令等

報告・検査等(12条)

建築基準法

保全実施のための法令等

維持保全等(8・10条)

点検(12条)

官公法

保全・勧告等(11・13条)

- o点検を要する建築物 (建基法・官公法政令H17改正)
- o点検対象・周期 (建基法・官公法省令H17改正)
- o敷地及び構造 (H20告示282号、H20告示1350号)
- o昇降機 (H20告示283号)
- o建築設備 (H20告示285号、H20告示1351号)

- o国家機関の建築物等の保全に関する基準 (H17告示551号)
- o保全に関する基準の実施に係る要領 (H17通知)
- o保全に関する基準の実施に係る要領の運用 (H21通知)

注：赤字で記載した法令等は官公法に係わるものを示す

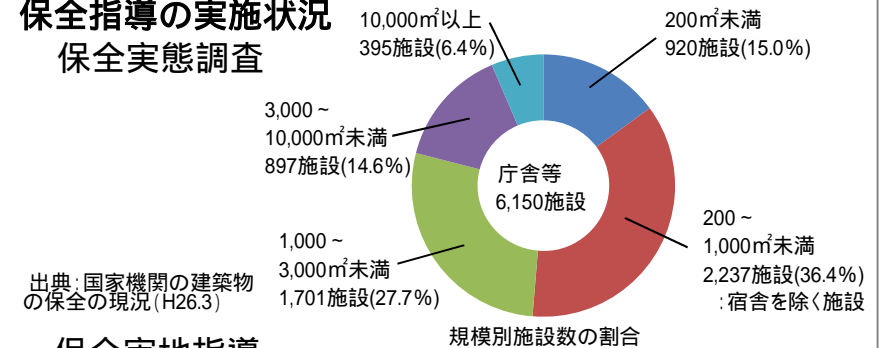
保全業務支援等の基準類(16)

- o公共建築保全業務標準契約約款(案)(H8)
- o建築保全業務標準契約書(案)(H25)
- o保全業務共通仕様書(H25)
- o保全業務特記仕様書(H25)
- o保全業務積算基準(H20)
- o保全業務積算要領(H25)
- o建築保全業務労務単価(毎年)
- o各所修繕費要求単価(毎年)
- o維持管理費要求単価(毎年)
- o保全業務監督検査様式(案)(H25)
- o保全業務履行確認様式(案)(H25)
- o建築物点検業務委託仕様書(案)(H17)
- o国家機関の建築物等における保全計画作成の手引き(H22)
- o建築物等の利用に関する説明書作成の手引き(H25)
- o地球温暖化対策に寄与する為の官庁施設利用の手引き(H17)
- o官庁施設における帰宅困難者対応マニュアル作成の留意事項(H24)

保全指導のための基準類(5)

- o保全指導実施要領(H23)
- o保全指導計画策定方針(H23)
- o保全実態調査実施要領(H25)
- o保全実態調査票及び保全実態調査記入要領(H25)
- o保全実地指導マニュアル(案)(H25)

保全指導の実施状況 保全実態調査



保全実地指導

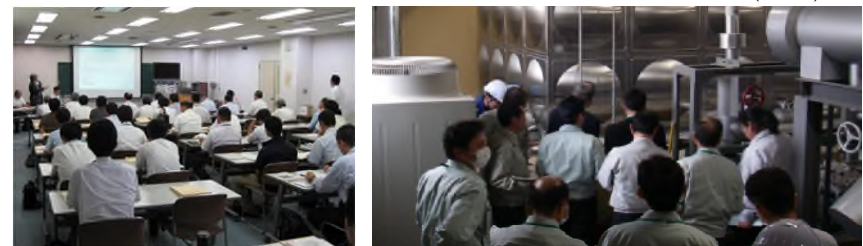
調査年度	H21	H22	H23	H24	H25
個別指導件数	1,045	1,528	1,401	1,385	1,098
うち実地指導件数	未集計	未集計	730	684	558
指導結果通知数	未集計	未集計	594	648	348

出典：国家機関の建築物の保全の現況(H26.3)

会議・講習等

報告年度	H21		H22		H23		H24		H25	
開催数	56		60		55		62		60	
	機関数	人数	機関数	人数	機関数	人数	機関数	人数	機関数	人数
国家機関	1,289	1,670	1,345	1,707	1,253	1,586	1,368	1,772	1,280	1,637
独法等機関	142	170	149	171	131	160	135	162	138	169
地方公共団体	258	388	250	400	237	337	253	398	241	378
計	1,689	2,228	1,744	2,278	1,621	2,083	1,756	2,322	1,659	2,184

出典：国家機関の建築物の保全の現況(H26.3)



会議・講習の様子

施設整備構想の見直し状況 (今後)

カルテの作成状況 (今後)

カルテに基づく支援状況 (今後)

評価

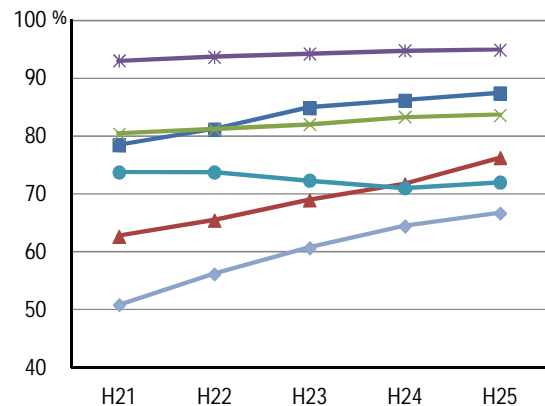
保全実態調査の結果 (項目別の評点)

保全実態調査の結果は、年々改善されている。

庁舎等 (約6000施設) を対象に、保全実態調査の6項目の評点を算出 (各100点満点)

評価項目	平均点
保全の体制・計画 (保全の状況)	66.7
定期点検 1 (建築・設備機器)	87.4
定期点検 2 (衛生・環境)	76.3
施設状況 1 (建築・設備機器)	83.7
施設状況 2 (衛生・環境)	94.9
エネルギー消費量	72.1
総評点	80.3

H25年度の各評点



各評点の推移

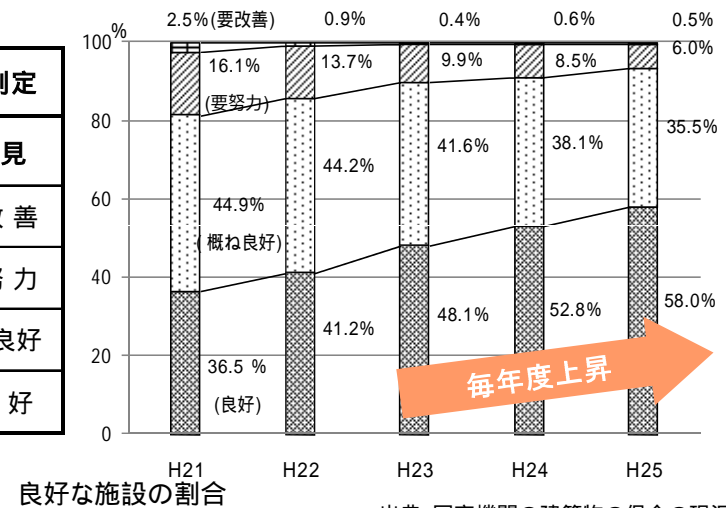
出典: 国家機関の建築物の保全の現況 (H26.3)

保全実態調査の結果 (保全状況の評点)

保全状況の良好な施設の割合は、年々増加している。

6項目の評点から総評点を算出し、以下の基準で判定

総評点に対する判定	
総評点	所見
40未満	要改善
40以上 60未満	要努力
60以上 80未満	概ね良好
80以上	良好

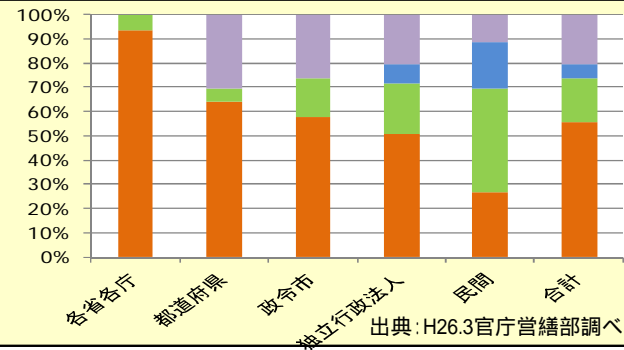


出典: 国家機関の建築物の保全の現況 (H26.3)

参考

基準類の使用状況
建築保全業務共通仕様書
及び同積算基準の利用状況

- 使用も独自基準もない
- 独自の基準を作成
- 参考にして類似基準を作成
- 使用している



出典: H26.3官庁営繕部調べ

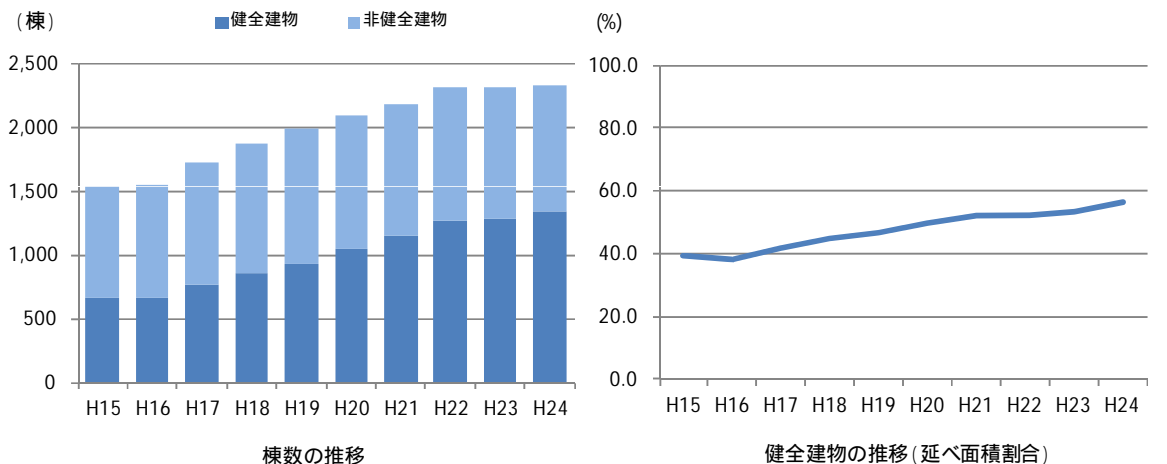
評価

健全建物数及び健全建物の割合

健全建物の割合は、年々増加している。

[築30年を超える建物のうち、健全建物()の数及び健全建物の割合の推移]

建物全体としての新築時の性能を100とした場合の現存価値(現存率)が70以上の建物とした。
(対象建物の調査は5年毎に実施)



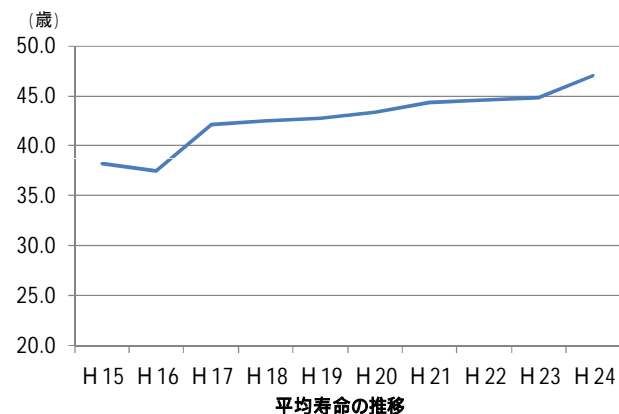
出典: H26.3官庁営繕部調べ

官庁施設の平均寿命の推移

官庁施設の平均寿命は、年々伸びている。

[「区間残存率推計法」()による官庁施設の平均寿命(推計)の推移]

: 出典 早稲田大学 小松幸夫教授



出典: H26.3官庁営繕部調べ

【成果と課題】

既存施設への適正な保全を積極的に推進したことにより、平均寿命が年々増加傾向にあるにも関わらず、健全建物の割合も年々増加傾向にあり、**機能・安全が維持され、保全状況が良好な施設の割合も着実に増加している。**

しかし、今後老朽化する施設の増加が見込まれることから、保全指導を一層充実するとともに、整備構想に基づく長寿命化改修や施設カルテ作成の推進により、**機能・安全の維持と更なる長寿命化を図り、トータルコストの縮減に努める必要がある。**

参考

長寿命化の効果

寿命を一年延長することにより、
床面積1㎡当たり3千円程度の
コスト削減効果が見込まれる。

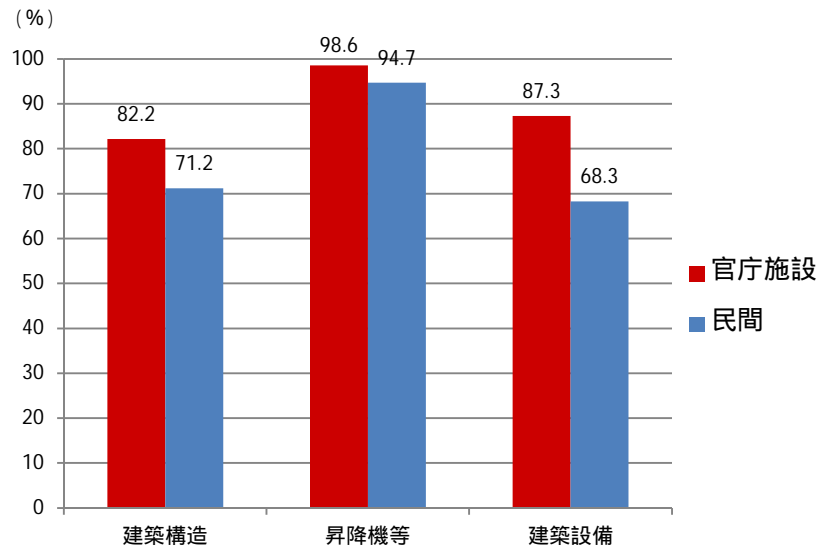
評価

建築物の定期点検の実施状況

建築構造、昇降機等、建築設備のそれぞれにおいて、官庁施設が上回っている。

官庁施設については、定期点検の確実な実施を促進するため、引き続き保全指導を実施する。

[建築物定期点検の実施状況 (H24年度)]



出典 (民間) : 建築防災必携 (H26年度版)

出典 (官庁施設) : 国家機関の建築物等の保全の現況 (H26.3)

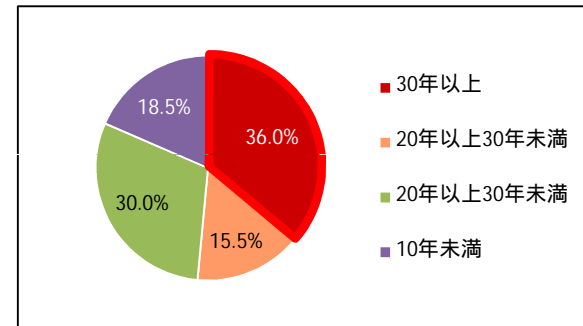
(調査データは、H24年度における建基法や官公法に基づく定期点検の実施状況を集計)
(建築設備は、官庁施設においては「換気」区分の値を使用)

参考

EUと日本の公共建築物の経年分布

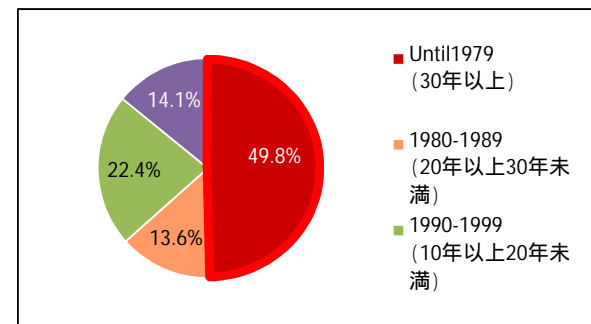
築30年以上の延べ面積の割合は、EUの公共建築物が約5割に対し、日本の官庁施設は約4割である。

[日本の官庁施設の経年分布]



出典: H26.3官庁営繕部調べ

[EUの公共建築物の経年分布]



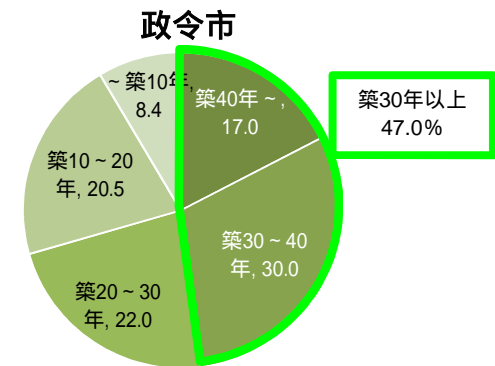
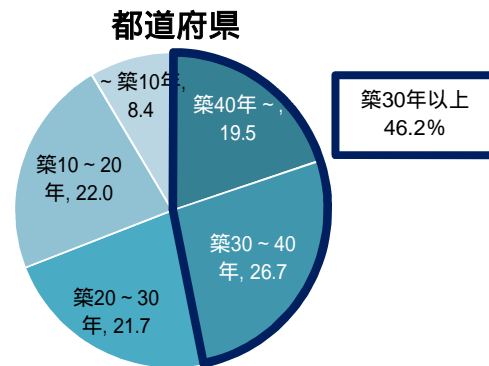
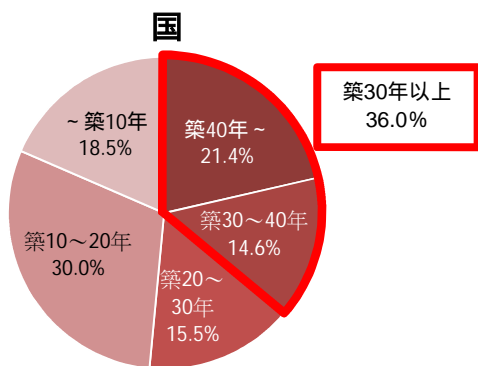
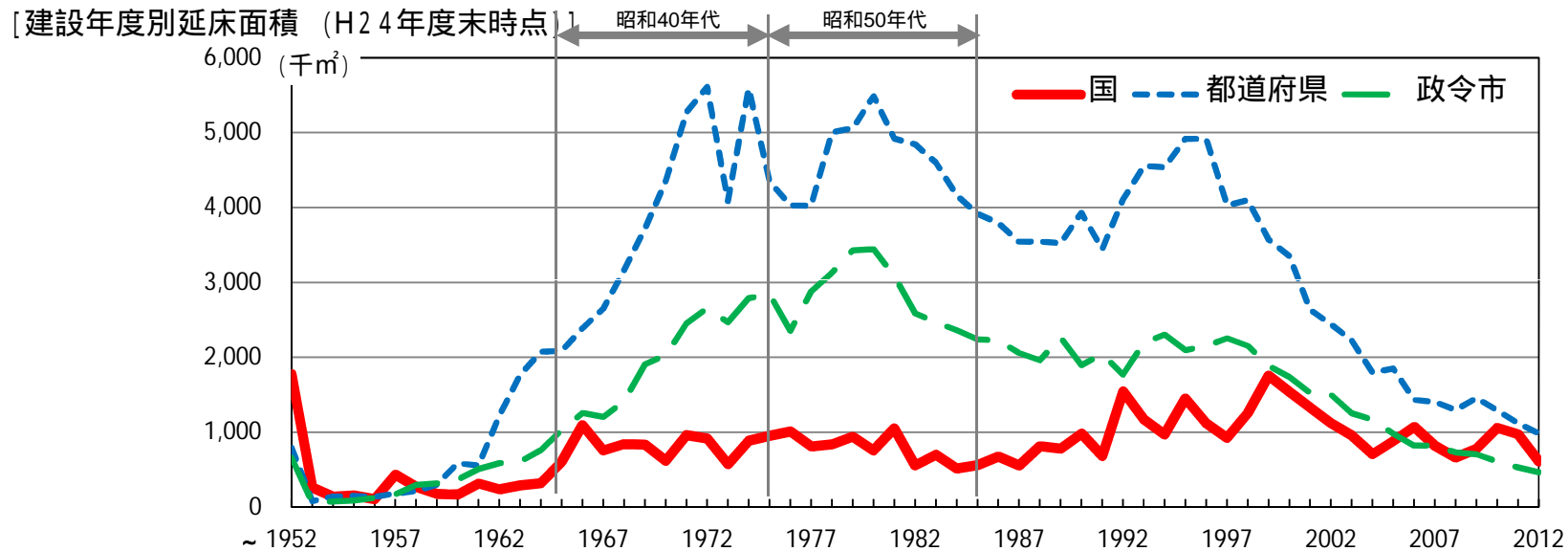
出典: ECOFYS (ヨーロッパの気候変動・再生可能エネルギー分野のシンクタンク) の調査による。
 1 Floor area of the non-residential building stock in the EU27 [Mio m²], 中の "Public Buildings" の値を用いた。EU 27カ国のデータ。
 なお、"Public Buildings" は、Administration (行政), police (警察), military (軍) など。

5 - 2 . 機能維持 (保全指導・老朽化対策)

参考

公共建築物の経年分布の地方公共団体との比較

地方公共団体には、昭和40～50年代に建設された学校、公営住宅が多く存在する。国は、多極分散型国土形成促進法に基づき行政機関等の移転を行ったことなどから、築20年以内の施設の割合が比較的高い。



目的

公衆の利便と公務能率の増進
 土地利用の高度化と建設コストの削減
 都市拠点形成による地域活性化
 良好な市街地環境と景観の形成

概要
長期営繕計画の策定

官庁施設整備10箇年計画(S60~)

ファシリティマネジメントの推進

o地域における官庁施設整備構想(H19~)

合同庁舎の整備

公衆の利便と公務能率の増進

o窓口官署などは、同一の敷地に整備することにより、公衆の利便が増進

o業務的に関連する機関が相互の連絡が緊密にとれ、公務の能率が増進

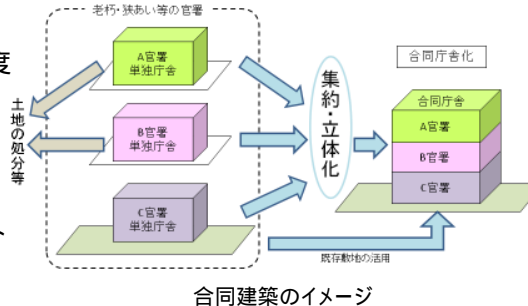
土地の高度利用

o1つの敷地に集約立体化して建築することにより、土地を高度に利用

o残りの敷地も有効利用が可能

建築コストの削減

o集約して合同庁舎1棟を建築することにより、スケールメリットによる削減



合同建築のイメージ

参考

官庁施設の建設等に関する法律(S26法律181号)

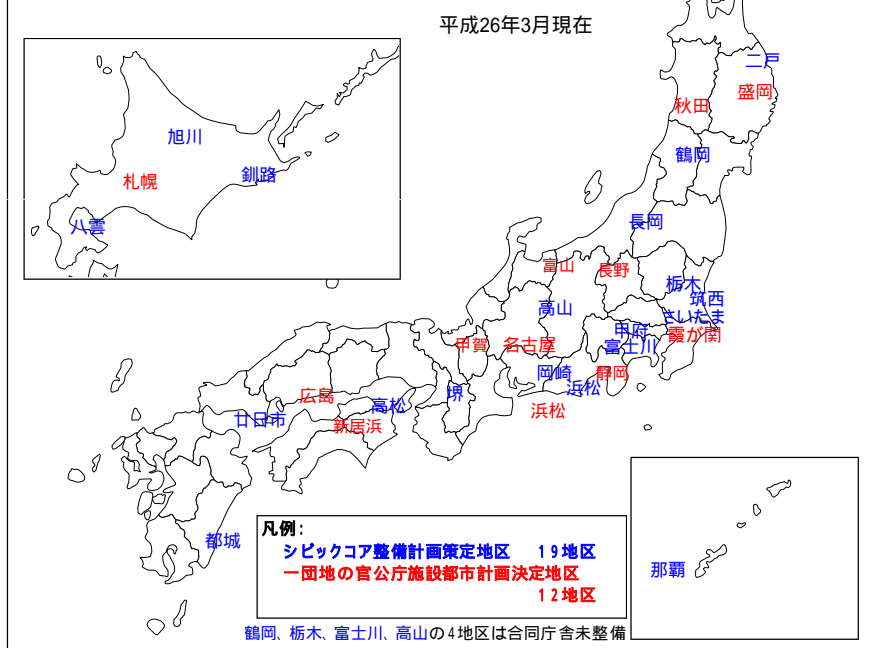
第1条で、国家機関の建築物の位置、構造、営繕及び保全並びに一団地の官庁施設等について規定して、その災害を防除し、公衆の利便と公務能率の増進とを図ることを目的とし、第6条に「一団地の官庁施設」を、第7条に「庁舎の合同建築」を規定

一団地の官公庁施設

都道府県の都市計画決定に基づき、国又は地方公共団体の建築物等(官公庁施設)を都市の一定地区に集中配置することにより、公衆の利便と公務能率の増進、土地の高度利用を図ることを目的とした都市計画法上の都市施設(S31~)

シビックコア地区

市町村が策定する計画(整備局が合意)に基づき、魅力と賑わいのある都市の拠点地区の形成に資するため、関連都市整備事業と整合を図りつつ、官公庁施設と民間建築物等の整備を総合的かつ一体的に実施する地区(H5~)

シビックコア地区と一団地の官公庁施設

中心市街地活性化に資する整備

市町村の策定する中心市街地の活性化に関する法律(H10法律9号)に基づく基本計画区域内において、地域の連携を図ることを目的とし、交流拠点となる官庁施設を整備(H10~)

地域連携

それ以外にも、地元地方公共団体と連携して景観検討委員会やワークショップ等を開催し、合同庁舎と周辺地区の魅力と賑わいを創出する取り組みを実施

実績

長期営繕計画の策定状況

建築審議会S58答申(1)を踏まえ「官庁施設整備10箇年計画」を概ね5年おきに第1次から第四次まで策定し、計画的に施設を整備

社会資本整備審議会建築分科会H18建議(2)を踏まえ、全国を331地域に区分して、「地域における官庁施設整備構想」を策定し、既存ストックを活用しながら計画的に施設を整備

- 1: 「今後の官庁施設の整備のための方策に関する答申(第二次)」
- 2: 「国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について」

合同庁舎の整備実績(累積施設数)

	S38 年度末	S48 年度末	S58 年度末	H5 年度末	H15 年度末	H25 年度末
施設数	23	148	212	321	401	435

建替や同一敷地内の増築を含むため、現在の施設数は365施設 出典: H26.3官庁営繕部調べ

一団地の官公庁施設の都市計画決定実績(累積数)

	S30年代	S40年代	S50年代	S60年代	平成以降
都市計画決定数	8	9	10	11	12

つくば市一団地(S43都市計画決定、H13廃止)を除く 出典: H26.3官庁営繕部調べ

地域連携の実績事例

小樽地方合同庁舎(北海道小樽市)

- o 観光都市として賑わいのある小樽市臨海地区の行政拠点施設として、周辺の景観との調和を図りながら新たな魅力を創出するよう配慮
- o 建物外観は小樽市の景観色でまとめ、落ち着いたあるシンプルなたたずまいと同時に凛とした存在感
- o 第19回小樽市都市景観奨励賞を受賞
- o 小樽市臨海地区の関連団体からなる地域連携懇談会の設置
- o 懇談会メンバーによる景観検討やユニバーサルデザインレビューを基本構想・設計・施工等の各段階で実施し、意見を施設整備に反映



シビックコア地区内の合同庁舎整備実績(累積数)

	H12年度末	H18年度末	H24年度末
整備計画策定数	10	18	19
合同庁舎整備済地区数	3	10	15

出典: H26.3官庁営繕部調べ



筑西市シビックコア地区



岡崎シビックコア地区

中心市街地活性化に資する整備実績(累積施設数)

「中心市街地活性化基本計画区域」に整備した合同庁舎の施設数

	H12年度末	H18年度末	H25年度末
施設数	3	10	16

出典: H26.3官庁営繕部調べ

高知よさこい咲都合同庁舎(高知県高知市)

- o 高知駅周辺地区開発におけるスタートアップビルとして地域の良好な景観形成に資するよう、高知らしさとヒューマンスケールの感じられる外構及び空間を構成
- o 駅前北口広場やバスターミナルの整備と連携を図り、敷地の西面及び南面に庁舎と一体化したアプローチ広場を配置し、人々が利用しやすく開かれた施設とするための導入空間を設置
- o 駅前北地区の事業主等からなる景観検討委員会において、景観整備に係る方針を検討し、意見を施設整備に反映

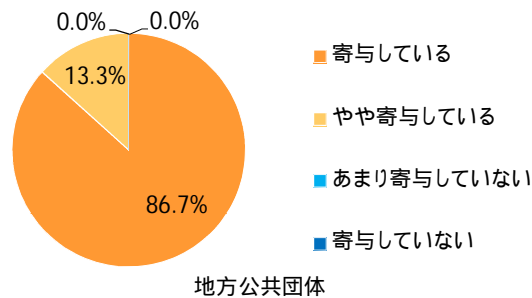


評価

アンケートの結果、地元地方公共団体、一般利用者、地域住民及び施設職員いずれからも概ね良好な評価を得ている。

まちづくり貢献度調査結果(地元地方公共団体)

〔「シビックコア地区」及び「中心市街地活性化基本計画区域」における15の合同庁舎整備のまちづくりに対する貢献度調査の結果(H26.1実施)〕



〔自由回答〕まちづくりに対して合同庁舎が寄与していると思われる点

- 休日の駐車場解放により、街歩きの拠点としてなど活用
- 主要な官庁施設が駅から近い場所に集積したり、敷地内へのバス停の設置による交通の利便性
- ユニバーサルデザインを取り入れた高度なバリアフリーの庁舎であることによる、高齢者や障害者、幼児連れの方にも安心して利用できる空間が確保
- 屋上・壁面緑化を実施することによって、他施設への見本
- 災害発生時における、防災拠点施設としての機能への期待
- 他施設との隣接により、賑わいや魅力ある空間を創出
- 合同庁舎周辺をイベントの開催地とし、まちの活性化に寄与

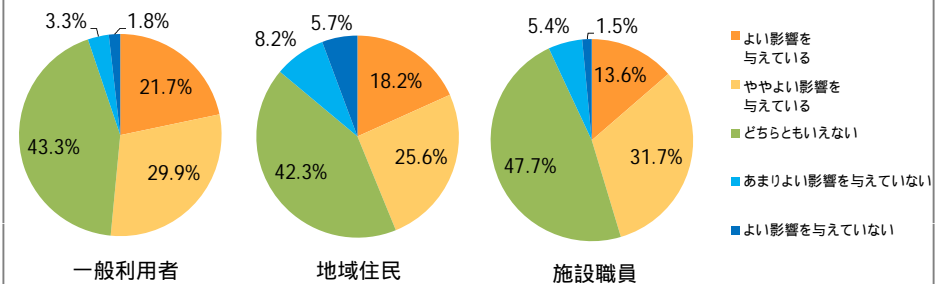
〔自由回答〕まちづくりに対して合同庁舎の反省点又は期待すべき点

- 確定申告等の繁忙期や施設での行事によっての駐車場や周辺道路が混雑するため、公共交通機関利用促進PRや関係機関との調整をすべき
- 周辺施設や学校等との相互連携(イベントなど)を期待
- 駅からの距離が少し遠い

「寄与している」と「やや寄与している」の割合が100%

CS調査結果(一般利用者・地域住民・施設職員)

〔「シビックコア地区」における6の合同庁舎整備のまちづくりに対する満足度調査の結果(施設完成後、約2年で実施)〕



〔自由回答〕合同庁舎が良い影響を与えていると思われる主な点

- 駐車場の土日開放(開放している施設への意見)
- イベントを楽しく見ている
- 一般利用者がついでに近隣商店街で買い物
- 点在していた施設がまとまり、1つの建物で用事が済む
- 周辺一帯の雰囲気良くなった
- ランドマーク的な存在

〔自由回答〕合同庁舎が良い影響を与えていないと思われる主な点

- 駐車場やロビーの開放を検討すべき(開放していない施設への意見)
- 駐車場待ちのため前面道路が渋滞(駐車場が狭い)
- 地方自治体出張所等との合築を希望
- 喫煙スペースがない
- 施設利用者のスペースが狭い
- 以前と特に変わらない

「良い影響を与えている」と「やや良い影響を与えている」の割合が半数程度

〔成果〕

まちづくりに対する貢献度調査・満足度調査の結果が良い傾向を示しており、まちづくり、市街地環境及び公衆の利便に概ね貢献している。

目的

歴史、文化、風土を活かした地域活性化
良好な景観の形成

概要

歴史的建造物を保存・活用した整備の推進
歴史的建造物の個性を活かしつつ、その魅力を引き出し、
より効果的に活用できるような整備を推進

実績

保存・活用した施設の数

建物全体を保存 : 9施設
(外観を保存し、内装を改修したものを含む)

建物の一部を保存 : 7施設



部分保存の例
(神戸地方・簡易裁判所)

全体保存の例(横浜地方気象台)

【創建当時の名称】神奈川県測候所
【構造・規模】鉄筋コンクリート造 地上3階、地下1階
【竣工年】昭和2年(1927)
【保存方法】旧庁舎全体と外構の一部を保存



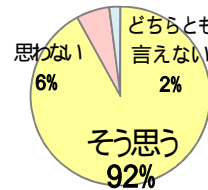
気象台の機能の刷新を図りつつ、
旧庁舎と「ブラフ積み」の石積擁壁
を保存し、山手地区の歴史的景観
に調和するよう整備

評価

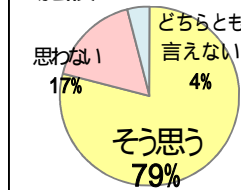
周辺住民アンケート(横浜地方気象台庁舎) (総回答数: 500)

周辺住民へのアンケートの結果、非常に肯定的な結果
が得られている。

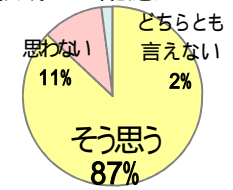
歴史的価値の保存



地域に親しまれる施設

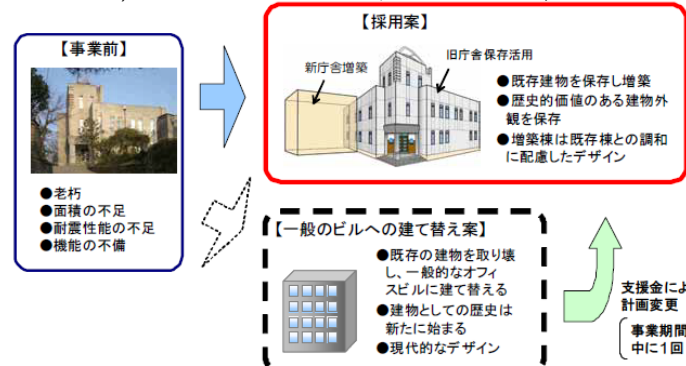


魅力ある観光地の形成への配慮



(参考)CVM(仮想評価法)調査(横浜地方気象台庁舎)

庁舎周辺(半径12km圏内)の住民に対し、
歴史的価値を保存・活用するために支払っても構わない金額
(支払意志額)をアンケート調査 (総回答数: 500)



歴史的価値保存の支援金に係る支払意志額: 1,036円/世帯
調査範囲の全世帯数を乗ずると約12億円となり、総事業費(約10億円)を上回る。

【成果】

歴史的価値と良好な景観を維持し、地域住民の
満足度向上と地域活性化に寄与している。

5 - 3 - 3 . 利便性向上・まちづくり バリアフリー化

目的

ユニバーサルデザインの実現を目指したバリアフリー化
 高齢者、障害者等を含むすべての人が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できる施設の整備

概要

基準類の整備

ユニバーサルデザイン(UD)の考え方を踏まえた基準類の整備

官庁施設のバリアフリー化

高度な整備水準での施設整備

0 適合義務の対象範囲を法(1)で努力義務が課せられている範囲まで拡大

0 整備水準を法(1)で義務化が求められる水準以上に高度化

(例) 特別特定建築物(2)については誘導基準の水準へ適合
 その他の特定建築物(3)については円滑化基準の水準へ適合
 窓口業務を行う事務室出入口の自動扉化 等

0 既存施設についても、できる限りバリアフリー化を実施

- 1 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)
- 2 バリアフリー法に定められた不特定かつ多数の人が利用する特定建築物(官庁施設では税務署等)
- 3 バリアフリー法に定められた多数の人が利用する建築物等

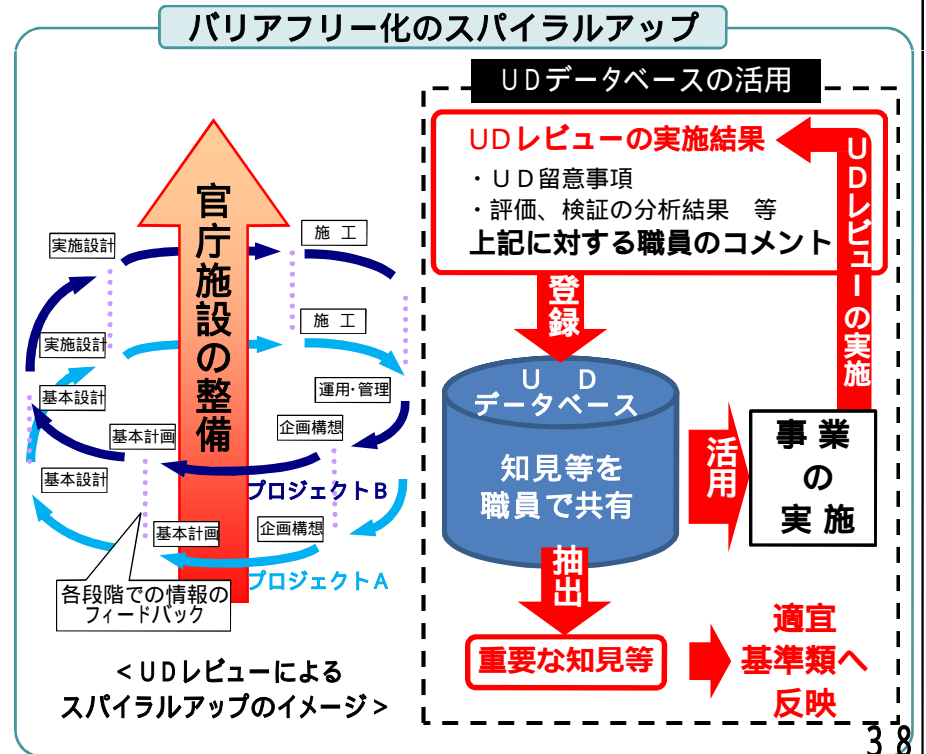
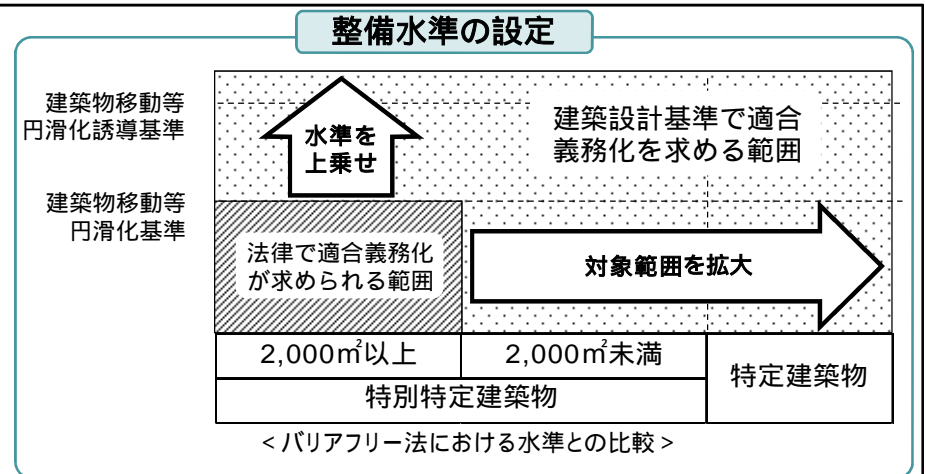
UDレビューの実施

0 新築時には設定した整備水準に加え、レビューにより高度化

0 レビューでは施設の特性に応じ、利用者、専門家等から意見聴取

0 レビューの結果等をUDデータベースに蓄積し、職員で共有

➡ バリアフリー化のスパイラルアップ



5 - 3 - 3 . 利便性向上・まちづくり バリアフリー化

実績

基準類の整備状況

官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
(平成18年版)の制定

- 〇UDの概念を導入
- 〇整備水準及びUDレビューの実施について規定

関連する設計基準の制定

- 〇バリアフリー法(旧ハートビル法を含む)の制定等を受け適宜改定
- 〇整備水準を具体的に規定

バリアフリー化の実施状況

窓口業務を行う官署が入居する庁舎等の新築施設の整備
建築物移動等円滑化誘導基準⁽¹⁾と同等以上の水準に
よる整備を実施した施設数⁽²⁾ **224件**(平成24年度末現在)

- 1 バリアフリー法施行以前は利用円滑化誘導基準
- 2 平成9年版以降の設計基準を適用した整備を対象

既存施設の改修

バリアフリー化改修を実施した施設数 **1,068件**
(平成25年度末現在)(予算額:平成7~25年度 計15,623百万円)

利用者、専門家等から意見聴取を行うUDレビューを
実施した施設数 **32件**(平成25年度末現在)

バリアフリーに関する改善率

(対象)窓口業務を行う官署が入居する庁舎等(所管予算対象分)
(内容)バリアフリー法(旧ハートビル法を含む)の趣旨を
踏まえ改善が図られた施設の割合

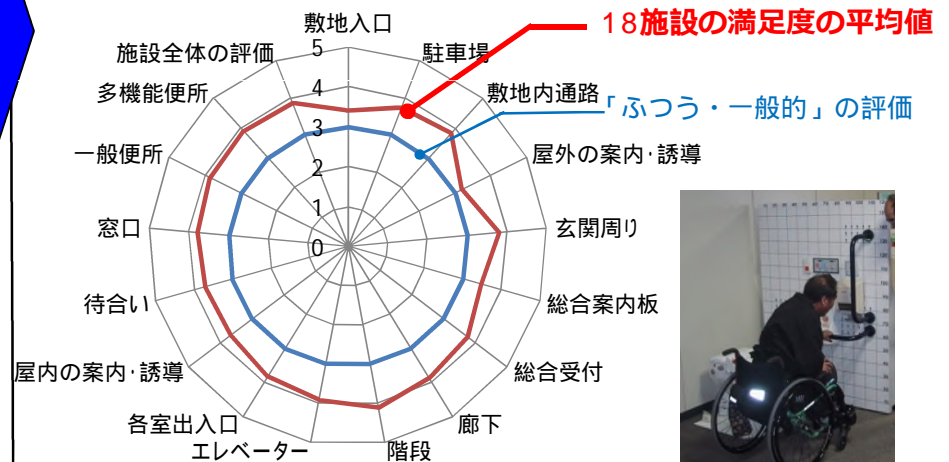
(H14年度末) 57% (H25年度末) 90% (1,209施設)

評価

新築施設におけるUDレビューによる満足度調査結果

新築施設を対象としたUDレビューによる満足度調査に
より、良い評価を受けている。

- (対象施設) 完成後1~2年の施設 計18件
(実施時期) 平成21年~25年
(調査対象者) 一般利用者(主に高齢者、障害者等)等 計365名
(調査内容) 施設を利用したUDの視点での評価及び意見
(調査方法) 1「好ましくない」~5「好ましい」の5段階評価



<実物模型による検証の様子>

自由意見での評価例

- 〇車いす使用者用駐車場から庁舎内まで濡れずに移動可能なことが良い
- 〇案内板や便所扉等に多機能便所内の機能が表示されており、分かりやすい
- 〇サインの文字等の大きさ、設置位置、配色が見やすい
- 〇実物模型により使い勝手を検証したUDレビューの指摘内容が、実際の多機能便所に反映されていたのが良い

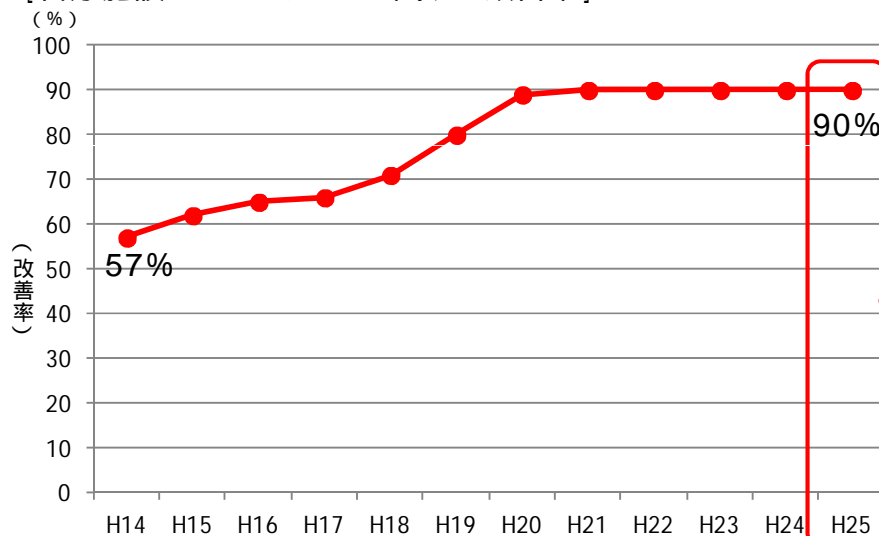
5 - 3 - 3 . 利便性向上・まちづくり バリアフリー化

評価

バリアフリーに関する改善率

新築施設については、全ての施設でバリアフリー化が図られている一方、既存施設については、耐震化等への重点化、建物構造の制約等により、改善が図られていない施設がある。

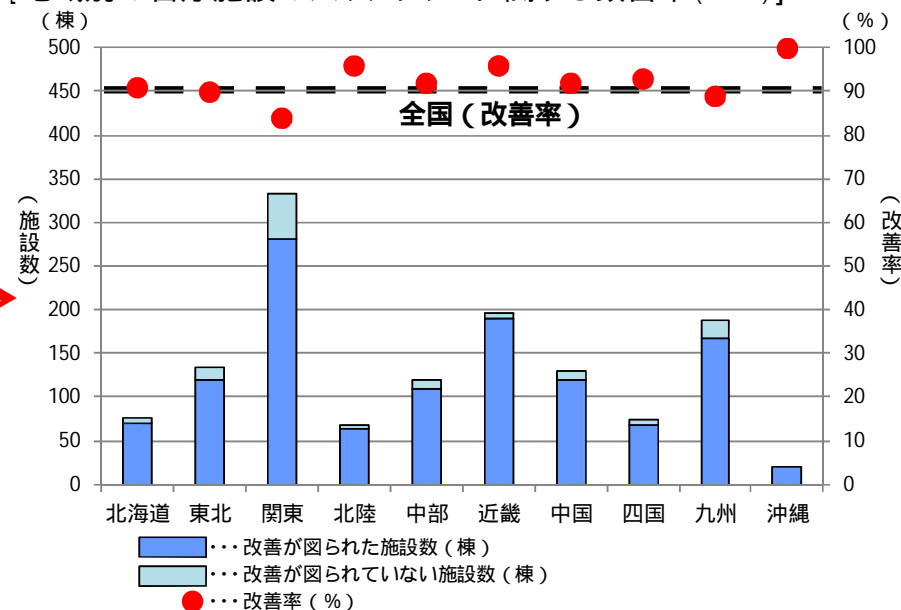
〔官庁施設のバリアフリーに関する改善率〕



バリアフリーに関する改善率

全国的に、改善が図られている。

〔地域別の官庁施設のバリアフリーに関する改善率(H25)〕



出典：バリアフリーに関する改善率：官庁施設のバリアフリー対応状況調査の結果による

(対象) 窓口業務を行う官署が入居する庁舎(所管予算対象分) (内容) バリアフリー法(旧ハートビル法を含む)の趣旨を踏まえ改善が図られた施設の割合

【成果と課題】

新築施設における満足度調査では、全ての評価対象について「ふつう」を上回った評価を得ており、**施設利用の円滑化に十分な効果**があったものと考えられる。今後は、既存施設のバリアフリー化を更に進める必要がある。

5 - 3 - 3 . 利便性向上・まちづくり バリアフリー化

参考

バリアフリー関連規定についての米国との比較

[「建築設計基準」及び「ABAAS」()の比較]

日本の「建築設計基準」では、施設の利用形態に応じて適合すべき水準を設定する一方、米国の「ABAAS」では、基本的にすべての連邦政府施設を対象とし、部分的に除外規定を設ける体系となっている。

庁舎に関連する規定項目・内容については、類似している。

ABAASについて

- (ABAAS : Architectural Barriers ACT Accessibility Standard)
- ・法令「A B A (Architectural Barriers ACT)」において、連邦政府施設について技術基準を制定することを規定しており A B A に基づく技術基準として G S A (Government Services Administration) 等の機関において、制定したもの
 - (参考) 州政府施設、その他の公共施設等については、別途 A D A (Americans with Disability Act) が制定されており、これに基づき A B A A S と概ね同等レベルの技術基準が制定されている。

出典：米国GSAホームページ等による

< 具体の規定項目の抜粋 >

		日本 (官庁施設) 建築設計基準 (2014) < 不特定かつ多数の人が利用する庁舎等を対象とする規定内容 >	米国 (連邦政府施設) Architectural Barriers ACT Accessibility Standard (2006)	
傾斜路	勾配	1/12を超えない	1/12を超えない	
	有効幅員	階段に代わるもの : 1,500mm以上 階段に併設するもの : 1,200mm以上	36インチ(915mm)以上	
	踊場	【設置位置】 高さ750mm以内ごと、 曲がり部分又は折り返し部分 【寸法】 踏幅1,500mm以上	【設置位置】 高さ30インチ(760mm)以内ごと、 方向転換する部分 【寸法】 踏幅60インチ(1,525mm)以上	
	手すり	【設置位置】 両側 (不特定多数の者が利用する場合は2段手すり)	【設置位置】 両側	
階段	有効幅員	手すりの内法で1,400mm以上	-	
	けあげ、踏面寸法	けあげ : 160mm以下 踏面 : 300mm以上	けあげ : 4インチ(100mm)~7インチ(180mm) 踏面 : 11インチ(280mm)以上	
エレベーター	手すり	【設置位置】 両側 (不特定多数の者が利用する場合は2段手すり)	【設置位置】 両側	
			脇扉	中央扉
	出入口の幅	800mm以上 (うち1以上は900mm以上)	36インチ(915mm)以上	42インチ(1,065mm)以上
	かごの奥行	1,350mm以上	51インチ(1,295mm)以上	51インチ(1,295mm)以上
	かごの幅	1,400mm以上 (うち1以上は1,600mm以上)	68インチ(1,725mm)以上	80インチ(2,030mm)以上
	付加設備	○停止予定階・現在位置・昇降方向の表示 (うち1以上は音声案内、点字表示、手すり、鏡及びキックプレート)の設置	○停止予定階・現在位置・昇降方向の表示 ○音声案内、点字表示	
多機能 (車いす利用者) 便所	扉・内部空間	■多機能便所■ ○扉 : 有効幅900mm以上の引き戸 ○内部 : 手すりを設置 【寸法】 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保	■車いす利用者用便所■ ○扉 : 有効幅32インチ(815mm)以上 ○内部 : 手すりを設置 【寸法】 ・ 壁掛け式 : 60インチ(1,525mm) × 56インチ(1,420mm) 以上 ・ 床置付式 : 60インチ(1,525mm) × 59インチ(1,500mm) 以上	
	付加設備	○オストメイト対応の水洗器 ○大人が利用できる大型ベッド (1カ所以上)	-	
		必要に応じて、 ○乳幼児用ベッド ○乳幼児用イス 等	-	

目的

地球温暖化の防止

環境に配慮した官庁施設の整備・運用の推進により、温室効果ガスの排出を抑制

「政府の実行計画」の取組推進

地球温暖化対策推進法(1)に基づく政府の実行計画(2)の目標達成に向け、自ら取組むとともに各省庁に対する技術協力

- 1: 地球温暖化対策の推進に関する法律 (H10法律117号)
- 2: 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画 (H19.3閣議決定)

参考

政府の実行計画(平成19年3月30日 閣議決定)

温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標

平成13年度を基準として、平成22～24年度の平均を8%削減

建築物の建築・管理等に当たっての配慮

- (1) 建築物の建築における省エネルギー対策の徹底
- (2) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底
- (3) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択
- (4) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入
- (5) 冷暖房の適正な温度管理
- (6) 新エネルギーの有効利用
- (7) 水の有効利用
- (8) 太陽光発電の導入及び建物の緑化の整備方針

「政府の実行計画」の実施要領

(平成19年3月30日 地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)

政府の実行計画及び関係府省ごとの実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検計画の実行責任者は、施設に係る計画の作成・推進に当たっては、国土交通省(官庁営繕部)に対し、技術的な協力を要請することができる。

概要

環境に配慮した官庁施設の整備

新営施設は「官庁施設の環境保全性基準」に基づき整備

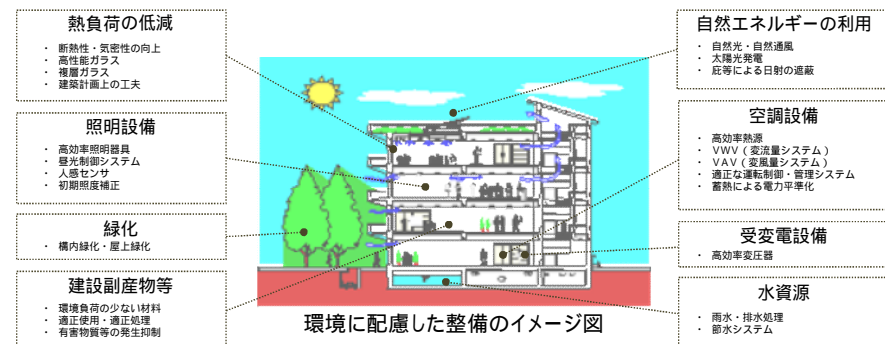
0省エネ基準(1)より1割程度厳しい基準(誘導基準 2)の適用を規定

- 1: エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準 (H25告示)
- 2: 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準 (H24告示)

既存施設は設備機器等の老朽更新に合わせて

可能な限り環境に配慮した機器等を導入

「政府の実行計画」に基づく太陽光発電の導入及び建物の緑化の推進



基準類の整備

PDCAサイクルの取組

運用改善の技術支援

「政府の実行計画」における各府省の施設に係る実施計画の作成・推進に当たり、要請に応じ技術支援

東日本大震災を踏まえた技術支援



LED照明
気象庁清瀬庁舎



太陽光発電
徳島第一合同庁舎

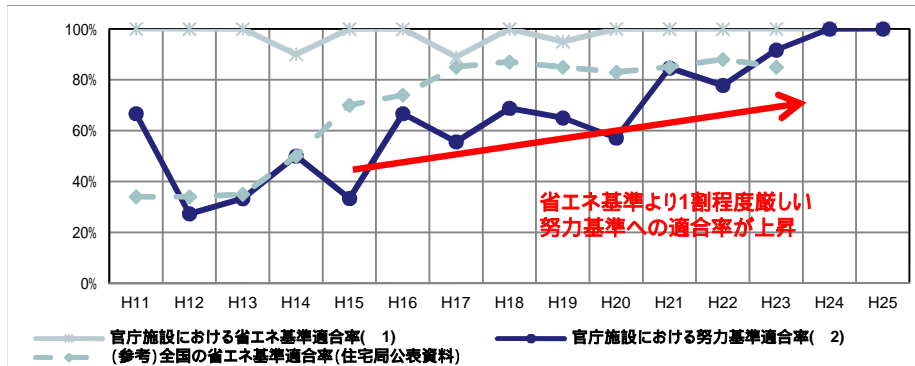
実績 【グリーン化】

環境に配慮した官庁施設の整備状況

「官庁施設の環境保全性基準」による整備

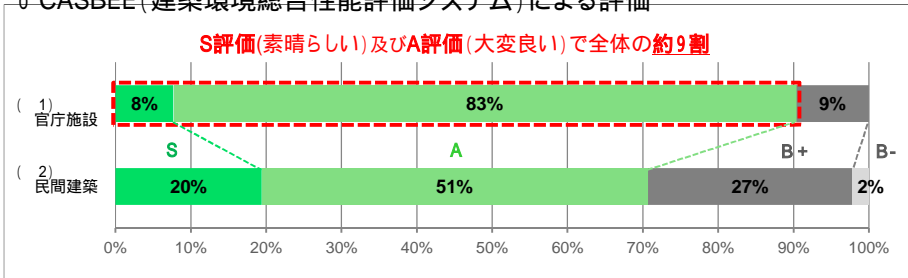
0 省エネ基準及び努力基準の適合による評価

努力基準適合率 70% (H18年度) **100% (H25年度)**



1 官庁施設の新築事務庁舎のうち省エネ基準に適合している施設数割合 (出典 H26.3官庁営繕部調べ)
2 官庁施設の新築事務庁舎のうち努力基準に適合している施設数割合 (出典 H26.3官庁営繕部調べ)

0 CASBEE (建築環境総合性能評価システム) による評価



1 過去5年間に整備した延べ面積2,000㎡以上の新築事務庁舎について集計 (H20～H24年度集計、H26.3官庁営繕部調べ)
2 出典: 「日建連委員会における環境配慮設計(建築)の推進状況」, 社団法人 日本建設業連合会(H17～H24年度集計)

「政府の実行計画」に基づく太陽光発電及び建物の緑化の整備状況

0 太陽光発電又は建物の緑化の整備可能な全国の合同庁舎 (約120施設) において、平成19～24年度まで集中的に太陽光発電及び建物の緑化を整備

太陽光発電: 約950 kW (H18年度末) 約2,400 kW (H24年度末) **約2.5倍**
建物の緑化: 約17,300㎡ (") 約28,000㎡ (") **約1.6倍**

出典: H26.6官庁営繕部調べ

環境配慮型プロポーザルの実施率: **100%**

(環境配慮契約法(1)に基づく基本方針(2)の対象となる新築設計プロポーザルのうち、環境配慮型を採用した件数割合)

1: H19法律56号 2: H19告示 出典: H26.12官庁営繕部調べ

特定調達品目の調達率95%以上の品目割合: **約93%**

(平成21年度から平成25年度の平均) 出典: H26.9官庁営繕部調べ

基準類の整備状況

環境保全性基準の統一基準化 (H23.3) (H26.3改定)

- 0 省エネ基準とCASBEEを活用した基準 改正省エネ基準の反映
- 0 企画・設計に関するマニュアル・支援ツールの整備
- 0 ライフサイクルエネルギーマネジメントツール (H18)
- 0 クールビズ/ウォームビズ空調システム導入ガイドライン (H21)
- 0 大規模リニューアル実施検討マニュアル(案) (H19)
- 0 官庁施設における地中熱利用システム導入ガイドライン(案) (H25) 等

PDCAサイクルの取組状況 (H16～)

毎年度、総合的な環境対策を推進するため、「営繕グリーンプログラム」を策定・公表

前年度の取組結果として「官庁営繕環境報告書」を作成・公表

実績 【運用改善支援】

運用改善の技術支援の状況

技術支援の件数

0 運用改善に関する技術支援件数は年度平均で **700件程度**

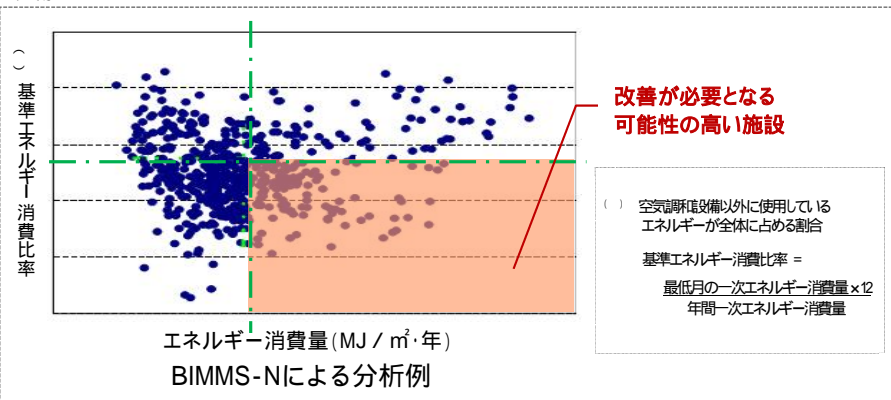
(上段:年度、下段:件)

H20	H21	H22	H23	H24	H25	平均
514	736	954	839	689	427	693

出典 H26.3官庁営繕部調べ

技術支援ツールの整備

0 官庁施設情報管理システム (BIMMS-N) (H17より運用) や地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き (H17) 等の整備・活用により、エネルギー利用状況における削減余地があると想定される施設を中心に運用改善に関する技術支援を実施



東日本大震災を踏まえた技術支援

各省各庁の取組みに対して相談窓口を設けて必要な技術支援を実施

- 0 『計画停電への対応について (施設管理者への連絡事項)』 (官庁営繕部計画課長から各省各庁担当課長あて (H23.3.15))
- 0 『官庁施設における夏の節電への対応について』 (官庁営繕部保全指導室長、営繕環境対策室長から各省各庁担当課長あて (H23.5.13)) 等

技術支援の事例

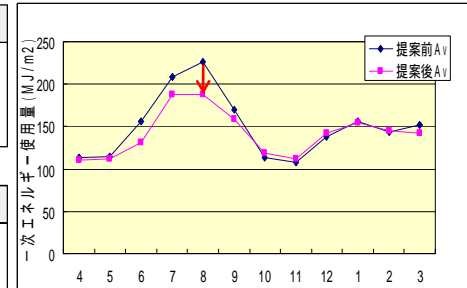
事例 エネルギー消費量が大きく削減

冷房運転を中心に運用改善提案 (H18)

- ・空調時には窓や扉を閉める (特に厨房)
- ・空調時にはブラインドを降ろす
- ・便所・湯沸室など非使用時の照明の消灯
- ・採光に合わせて窓際消灯

改善状況 (H22.5月現在)

- ・厨房にスポットクーラーを設置し窓は閉める
- ・空調時のブラインド適正使用の普及
- ・便所・湯沸室に人感センサーを設置
- ・照明の昼光連動装置を設置



運用改善提案の効果 (月別のエネルギー使用量)

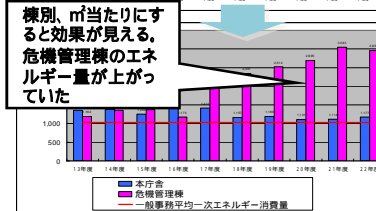
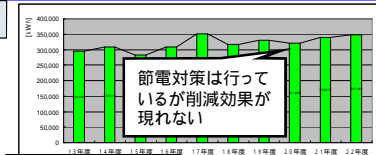
延べ面積約20,000㎡の施設において、年間2,000,000MJ のエネルギー削減 (2,000㎡の庁舎1棟分の年間消費量に相当) 夏期 (6~9月) のエネルギー使用量の12%削減の達成ができた

事例 エネルギー使用量の見える化

エネルギーの削減努力を行っているが削減効果が現れてこないと相談を受け、光熱量 (電気・ガス) の分析を実施

当該施設は建物2棟あり、施設全体では省エネルギーの効果が見えて来ないが、建物毎にデータ分析を行うと明確に相違が判断できることを提示

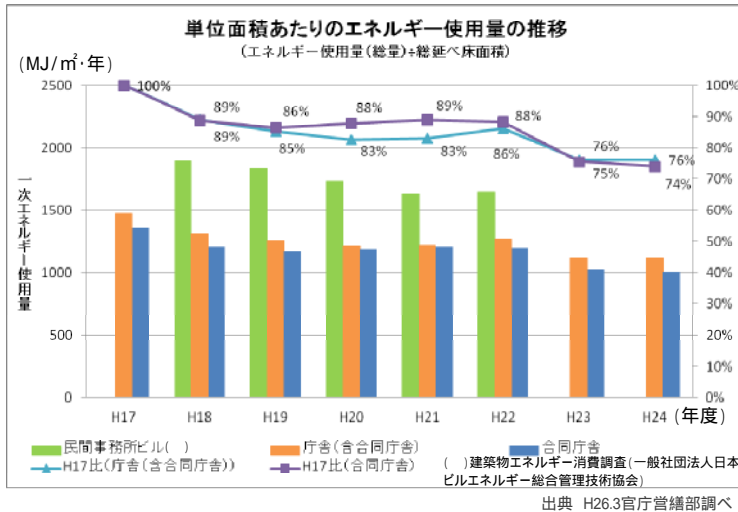
データを「見える化」することにより、適確な運用管理が可能



評価

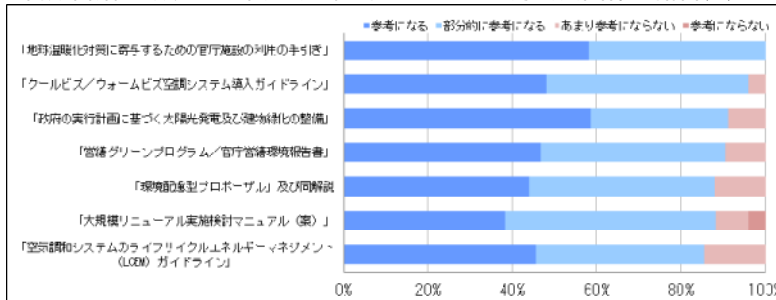
エネルギー使用量の削減状況

庁舎の単位面積あたりのエネルギー使用量は減少傾向にあり、特に震災による節電が徹底された平成23年度以降は大きく減少



地方公共団体における環境負荷低減の取組みへの寄与

官庁営繕の環境への取組みを参考にしている地方公共団体の割合()



官庁営繕の各取組みを「知っている」と回答した都道府県及び政令市を対象として調査

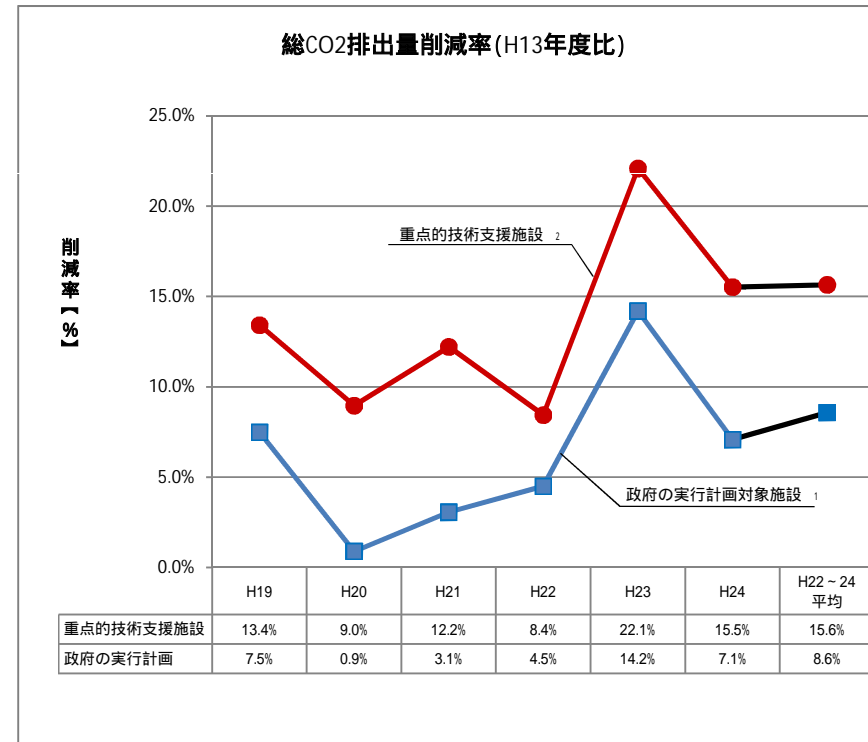
(出典: H25年度国土交通省官庁営繕部によるアンケート調査結果)

アンケート調査の結果、8割以上の地方公共団体において「参考になる」又は「部分的に参考になる」との回答が得られた。

政府の実行計画の目標達成状況

温室効果ガスの総排出量の削減目標が平成22年度から24年度までの平均で平成13年度比8%減に対して8.6%削減

官庁営繕が重点的に技術支援を行った施設では15.6%削減



1: 約11,000施設、約1,600万㎡

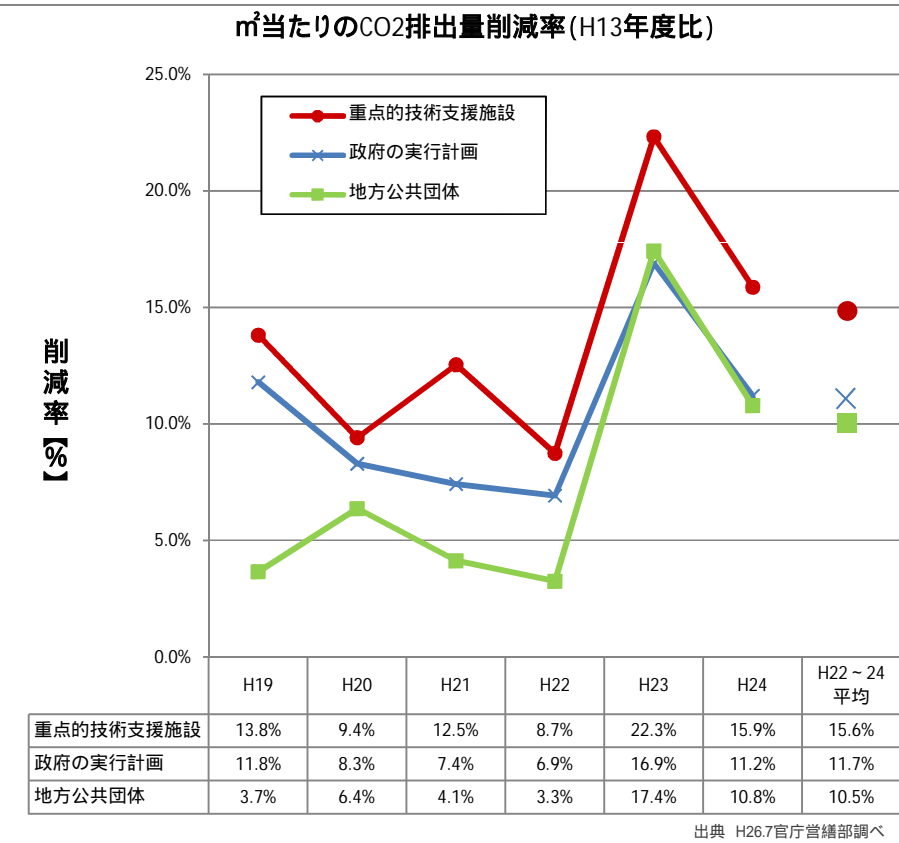
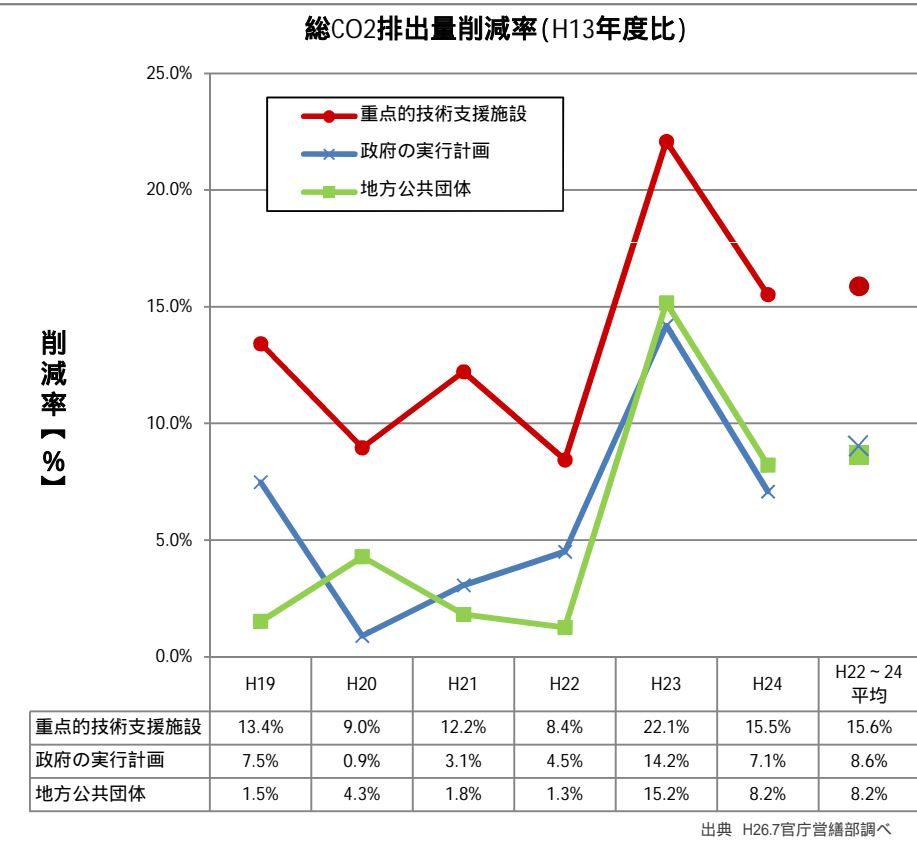
2: 主に合同庁舎等で、165施設、約320万㎡

5 - 4 - 1 . 環境対策 グリーン化・運用改善支援

評価

CO2排出量削減率の地方公共団体との比較

官庁営繕部が重点的に技術支援を行った施設において、総CO2排出量は、政府の実行計画対象施設及び地方公共団体施設のH22～24年度の平均削減率を上まわっている。



政府の実行計画データ: 「平成24年度における地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」に実施状況について」の公表資料による。

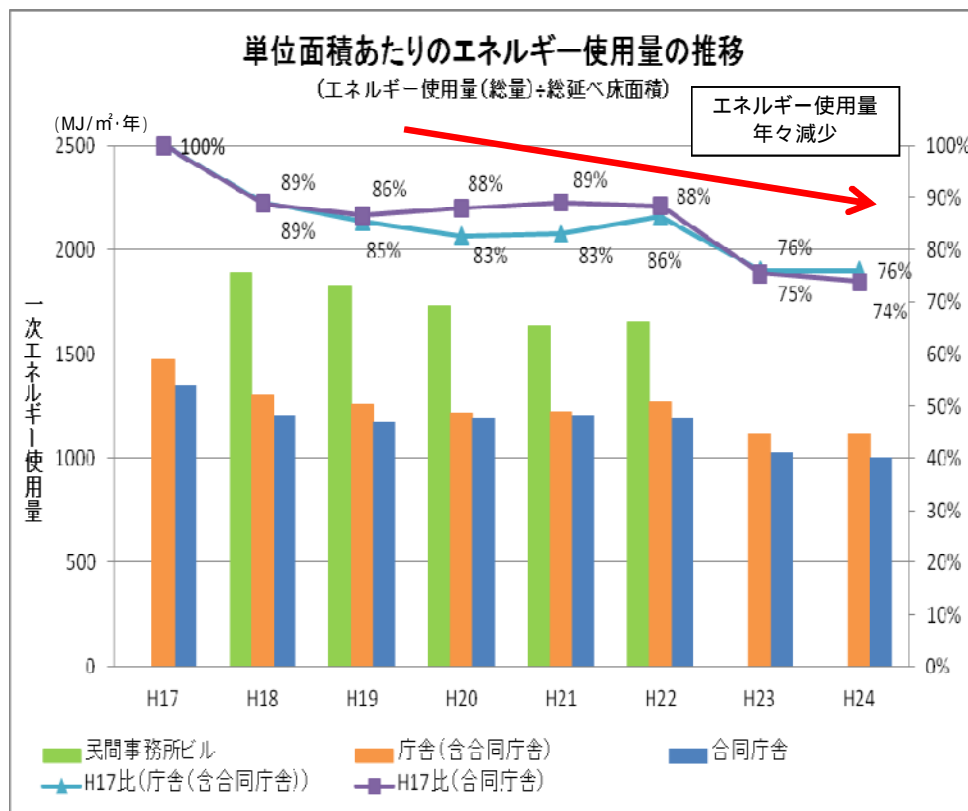
地方公共団体データ: 47都道府県の本庁舎及び19政令指定都市の本庁舎合計66施設(延べ床面積約440万㎡)の集計による。

5 - 4 - 1 . 環境対策 グリーン化・運用改善支援

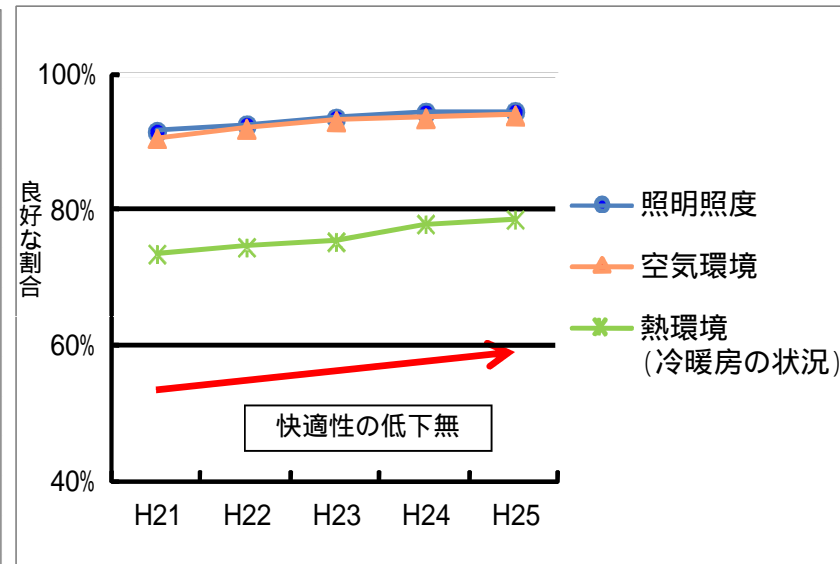
評価

執務環境の確保

官庁施設全体として、年々エネルギー使用量は減少傾向にあり、省エネルギー化が図られている。
一方、執務環境における快適性の低下は見られない。



出典 H26.3 官庁営繕部調べ



快適性に関わる施設状況 (宿舎を除く官庁施設)

出典 国家機関の建築物等の保全の現況(H26.3)

- (注1) 照明照度:「概ね全ての室において照明照度が適切に保たれており、快適な光環境である」とした施設の割合
- (注2) 空気環境:「概ね全ての室において空気清浄度が適切に保たれており、快適な空気環境である」とした施設の割合
- (注3) 熱環境:「冷暖房期、概ね全ての室において、快適である」とした施設の割合
- (注4) 良好な割合:「快適な環境が確保されている」と回答のあった割合

【成果と課題】

官庁施設における環境対策の推進により、「政府の実行計画」の目標達成など、**地球温暖化対策推進に関する政府自らの率先実行に貢献**しているが、既存施設の環境対策の強化など、一層の推進が必要である。

目的

地球温暖化の防止

木材の利用促進により、温室効果ガスの固定化・排出抑制に貢献

自然環境の保全

木材の利用促進により、循環型社会の形成、国土の保全、水源のかん養等に貢献

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律

- 0 国は自ら率先して公共建築物において木材を利用
- 0 地方公共団体が実施する木材利用促進に関する施策に必要な助言等を実施

参考

法第一条(抜粋)

…木材の利用を促進することが、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源のかん養その他の多目的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献する…

公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（告示）

- 0 国が整備する低層の公共建築物は原則**木造化**
- 0 国民の目に触れる機会が多い部分は**内装等の木質化**を促進

概要

国の公共建築物の木材利用の促進

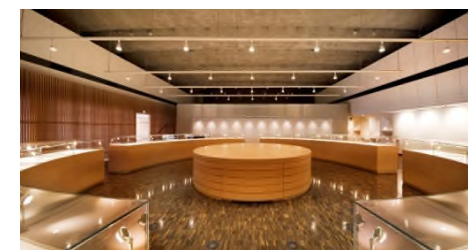
木材利用の実施状況の公表

木材利用計画を定めた22省庁と連絡会議を開催

木造化・木質化の整備実施と各省への働きかけ



木造：横浜植物検疫所つくばほ場



木質化：国立近現代建築資料館

基準類の整備

木造化、内装等の木質化に資する基準類の充実

地方公共団体等への積極的な情報提供

地方公共団体との連携

地方公共団体と連携を行い、事務庁舎以外の用途の公共建築物の事例集等を作成・周知



住民参加型の取組み【栃木県 茂木中学校】 設計上、維持管理に工夫【岡山県 農業大学校】



実績

国の木材利用の取組 (H24年度実績)

木造で整備を行った国の施設合計 **42棟 (9棟)**
7,744㎡ (2,042㎡)

内装等の木質化を行った国の施設合計 **258棟 (38棟)**

木材使用量合計 (概算値含む) **5,002m³ (712m³)**

()内は官庁営繕の整備分
 出典 H26.3 官庁営繕部調べ

基準類の整備

新営予算単価 (木造モデル設計) (H23)
 木造計画・設計基準 (H23.5制定)
 公共建築木造工事標準仕様書 (H25.2改定)
 官庁施設における木造耐火建築物の整備指針 (H25.3策定)

地方公共団体との連携成果

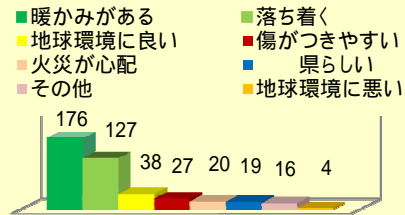
公共建築物における木材の利用の取組に関する事例集 (H24.7)
 公共建築物における木材利用の導入ガイドライン (H25.6)

参考

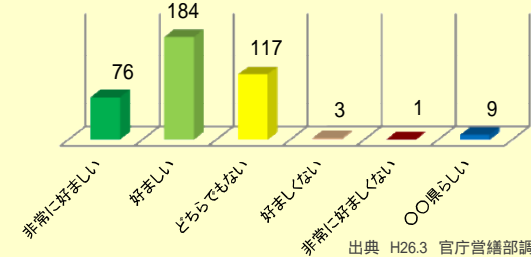
内装木質化実施施設の利用者アンケート結果

(対象 11施設、回答者 263名)

木材利用に対する印象 (複数回答)

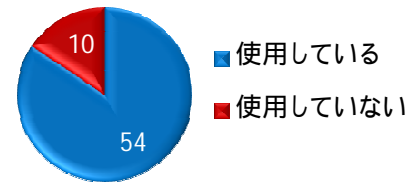


内装の木材利用について

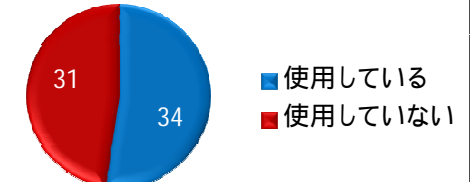


出典 H26.3 官庁営繕部調べ

都道府県・政令市の木造関係基準類の使用状況



公共建築木造工事標準仕様書



木造計画・設計基準

出典 H26.3 官庁営繕部調べ

評価

国の木造化による炭素放出削減量・炭素固定量

建設材料製造時の概算炭素放出削減量 (RC造との比較)
 $0.122t/m^2 \text{ (1)} \times 7,744m^2 = \mathbf{940t}$ の炭素放出を削減

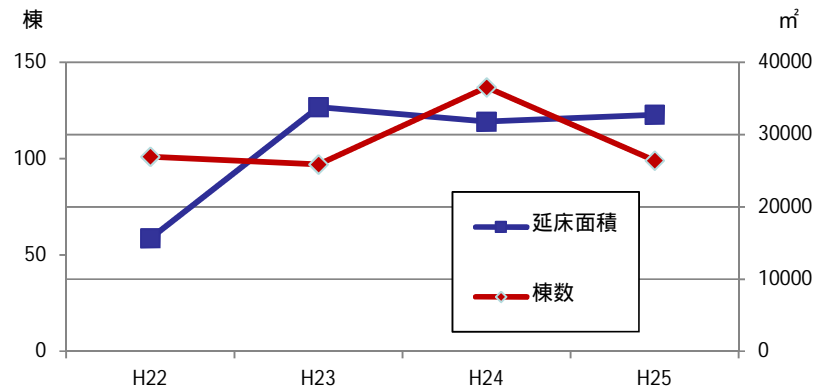
概算炭素固定量
 $0.044t/m^2 \text{ (2)} \times 7,744m^2 = \mathbf{340t}$ の炭素を固定

1 「炭素ストック、CO2放出の観点から見た木造住宅建設の評価」
 秋田県立大学 岡崎泰男准教授・東京大学 大熊幹章名誉教授、
 木材工業 (Vol53 No.4 1988) を準用

2 木材使用量 $0.22m^3/m^2$ 木材比重 $0.4t/m^3$
 木材中の炭素重量比 0.5 と仮定

出典 H26.3 官庁営繕部調べ

都道府県・政令市の木造施設の整備数の推移



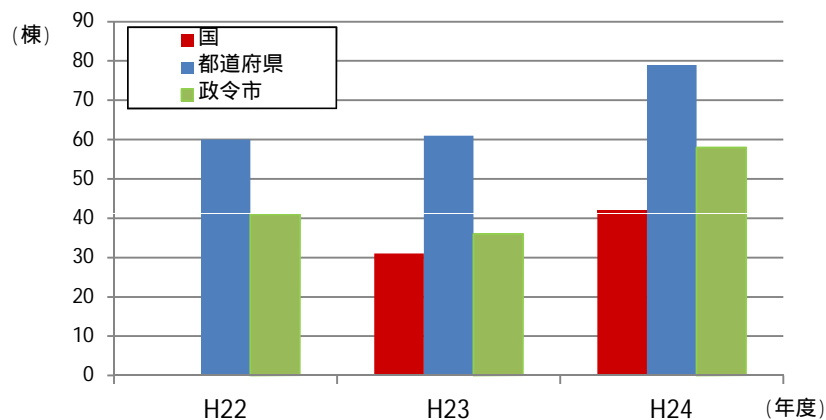
出典 H26.3 官庁営繕部調べ

評価

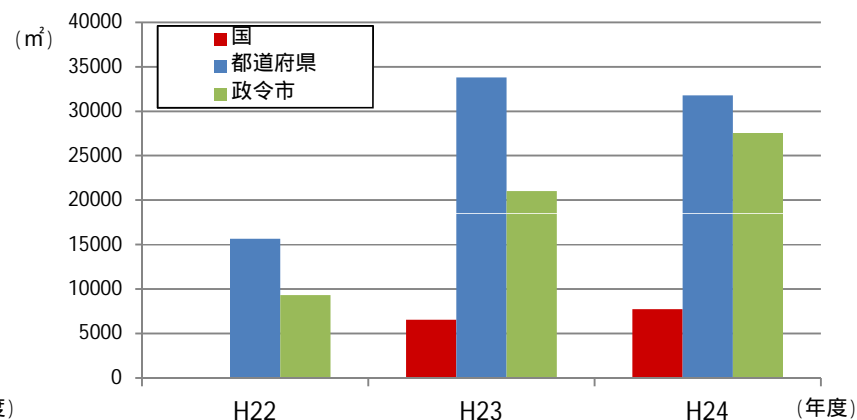
「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(木材利用促進法)(H22年法律第36号)」を受け、国・地方公共団体において、木造施設の整備が進んでいる。

国・都道府県・政令市の木造施設の整備数

[木造施設の整備数(棟数)の推移]



[木造施設の整備数(延床面積)の推移]



出典(国): 公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況
 国の実施状況の集計は、平成23年度より実施。

出典(都道府県・政令市): H26.3官庁営繕部調べ

官庁施設における
木造化・内装の木質化



木造: 横浜植物検疫所 つくば ほ場



木質化: 神戸税関税関支署

【成果と課題】

木造化・木質化による地球温暖化防止等の効果をより高めるためより一層の木材利用を促進する必要がある。

5 - 5 . 公共建築の先導的役割

目的

公共建築の質的・技術的水準の向上

公共建築分野において先導的役割を果たし、国内における公共建築の質的・技術的水準の向上に寄与

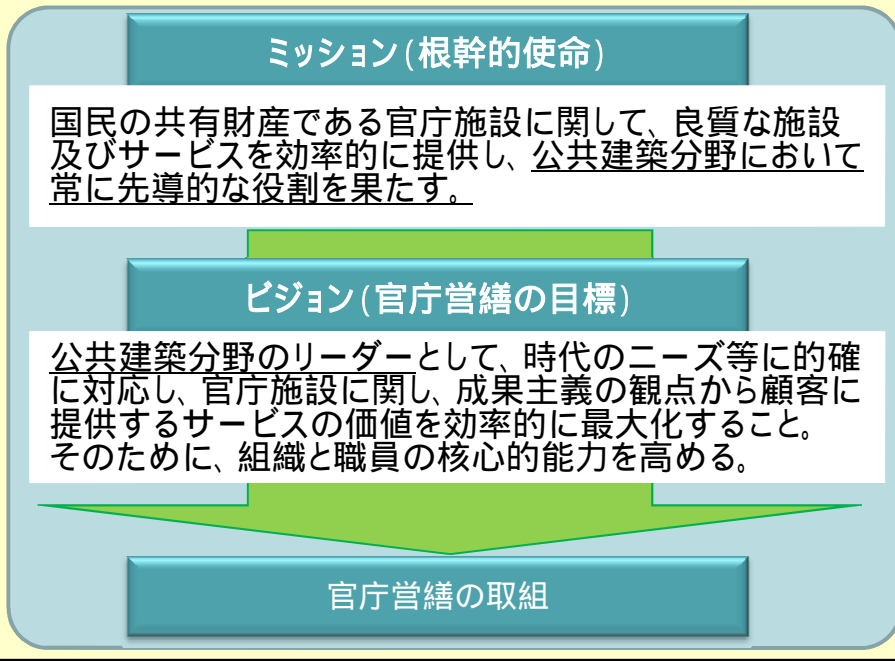
参考

官庁営繕のマネジメント改革(H14～)

官庁営繕部においては、

「**ミッション(根幹的使命)**」を明らかにし、その実現のために、「**ビジョン(官庁営繕の目標)**」を設定

これらの実現に向けて**具体的な取組を実施**



概要

統一基準類の整備

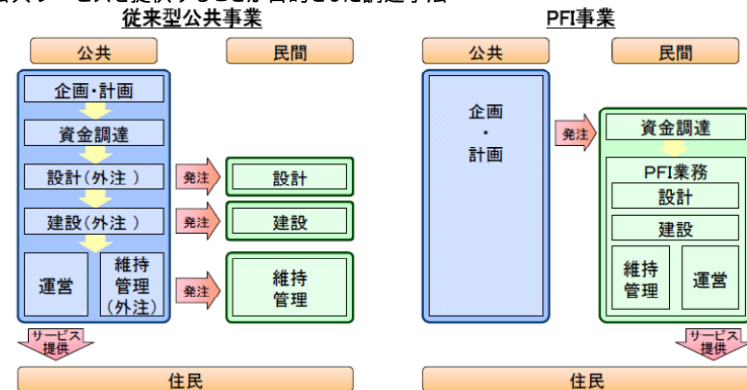
営繕事務の一層の合理化・効率化のために、連絡会議を設置して、21の「統一基準」(H26.3現在)を定め、各府省庁共通して「統一基準」を使用

官庁営繕関係技術基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議

先導的取組と公表・周知

新たな調達手法として、PFI(Private Finance Initiative)事業に取り組み、「官庁施設のPFI事業手続き標準」を作成し、広く公表・周知

PFIとは、民間の資金、経営・技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的に公共サービスを提供することが目的とした調達手法



新たな耐震改修手法として、免震改修等に取り組み、広く公表・周知

各種会議の開催

各種会議の開催により、各省各庁・地方公共団体へ様々な情報提供を行い、公共建築分野の先導的な役割を実行

公共建築相談窓口・出前講座等の支援

営繕事務に関する相談窓口を開設する等により、地方公共団体等を支援

5 - 5 . 公共建築の先導的役割

実績

統一基準の整備数(制定数及び改定数)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計
制定	17	1		1			2		1				22
改定		4	3	2	6	3	2	7	4	3	8	5	47

先導的取り組みの状況

1基準の統合により、現在は21基準
出典 H26.3 官庁営繕部調べ

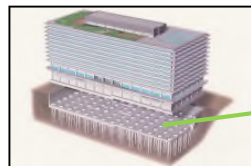
PFIによる施設整備

0平成14年度に入札公告した中央合同庁舎7号館を皮切りに、
これまで**18件**のPFI事業を実施

免震構造の施設整備

0平成9年度完成の国立西洋美術館の免震改修(国内初)を皮切りに、
これまで**22件**の免震改修を実施

0新築では昭和63年度以降、これまで17件を整備



中央合同庁舎
第3号館の事例



積層ゴムアイソレーター

出典 H26.3 官庁営繕部調べ

各種主催会議の開催実績(H25年度)

保全連絡会議	地方公共団体	独法等機関	国家機関
出席機関数	239	137	1233

地方公共団体関係会議()	全国	地方ブロック
開催件数	3	(H24) 35、(H25) 38

47の都道府県、20の政令市、国土交通省からなる全国営繕主管課長会議関連の会議
出典 H26.3 官庁営繕部調べ

支援の実績

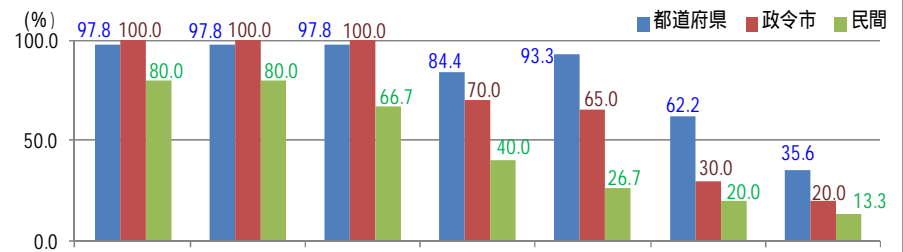
	公共建築相談窓口	出前講座	各種委員協力
対応件数	H24年度 317件 H25年度 562件()	H24年度 52件 H25年度 55件	H24年度 57件 H25年度 65件

「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」通知後に増加
出典 H26.3官庁営繕部調べ

評価

主要基準類の普及率

基準類の使用状況(アンケート調査結果)



公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築工事積算基準・公共建築工事標準仕様書、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準、公共建築木造工事標準仕様書、木造計画・設計基準、官庁施設の環境保全性基準
出典 H26.3 官庁営繕部調べ

ホームページアクセス状況()

- 0官庁営繕ページへのアクセス数:約200万件/月
- 0主な閲覧ページ:設計・施工関連基準:約160万件/月
保全関連基準:約5万件/月
官庁営繕施策紹介:約6万件/月
公共建築工事における品質確保の促進:約5万件/月
官庁営繕における木材の利用の推進:約3万件/月
その他:約20万件/月

国土交通省では月毎にホームページアクセスTOP1000の統計を把握

出典 H26.3 官庁営繕部調べ

新たな調達・整備手法の普及状況

国内のPFIによる施設整備数

0国が事業主体のPFI事業は、平成14年度から**65件**の事業件数

0国内のPFI事業は、**440件**の事業件数

出典 H26.3 内閣府調べ

国内の免震建物の施設整備数

0国内の免震建物(戸建住宅を除く)は、新築と改修を併せて**2,000棟以上**

出典 (一社)日本免震構造協会HPより

5 - 5 . 公共建築の先導的役割

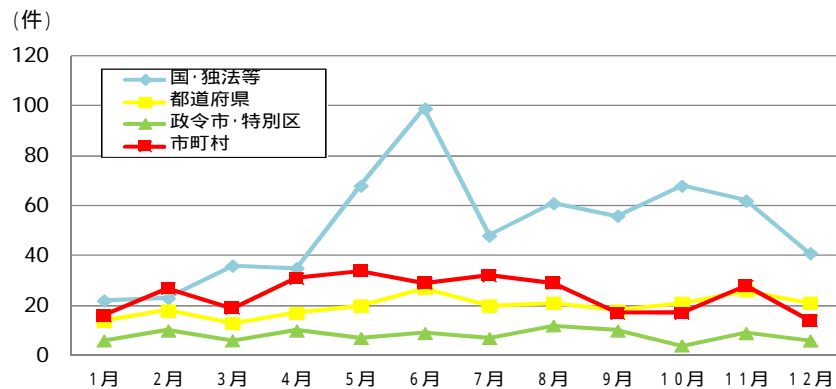
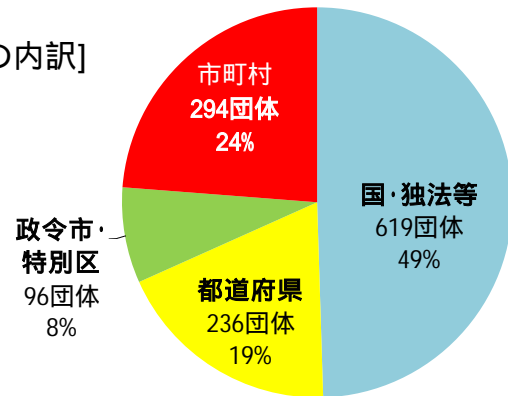
評価

国等だけでなく地方公共団体からの相談件数が半数以上と多く、相談内容は、昨今の社会情勢を受け、積算、保全関係が多い。
地域別では、近畿・中部・本省が多い。

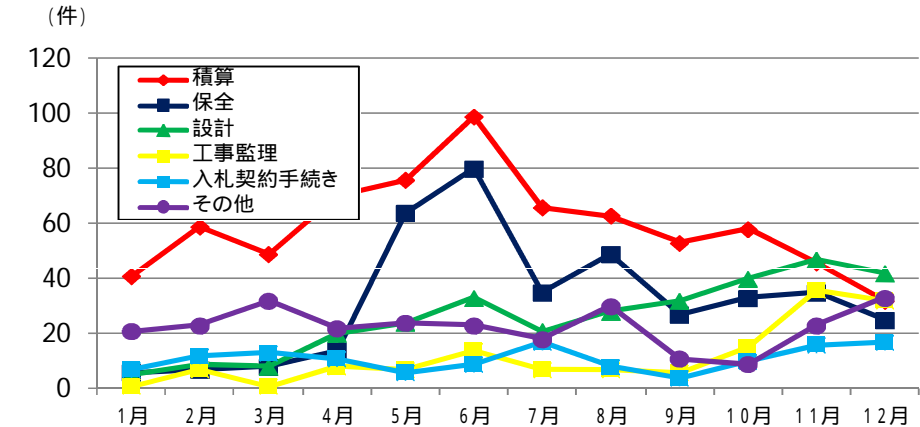
公共建築相談窓口の対応状況

1,245団体、延べ1,946件の相談を受付け(平成26年1～12月)

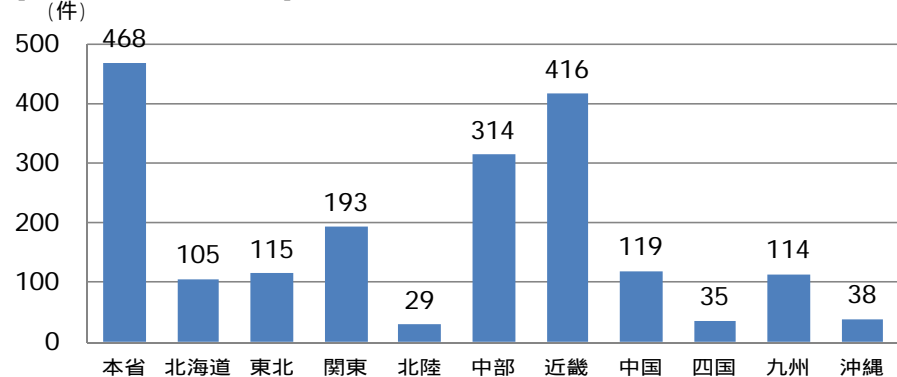
[相談団体の内訳]



[相談内容の内訳]



[地域別の相談件数] (平成26年1～12月累計)



[成果]

国土交通省制定の技術基準類や新たな調達・整備手法は各省各庁、地方公共団体及び民間企業でも広く活用されており、公共建築及び民間建築の質的・技術的水準の向上に寄与していると考えられる。

参考

法令・基準類の整備
技術基準の整備
官庁施設の整備や保全を実施するにあたり、様々な技術基準を制定・改定

環境への配慮、災害に対する安全の確保、利用者の利便性の向上等の社会のニーズに積極的に対応

統一基準の整備
官繕事務の一層の合理化・効率化のために、「官庁官繕関係技術基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議」を設置

21の「統一基準」(H26.3現在)を定め、各府省庁共通して「統一基準」を使用

活用状況
これらの技術基準は地方公共団体等でも広く活用



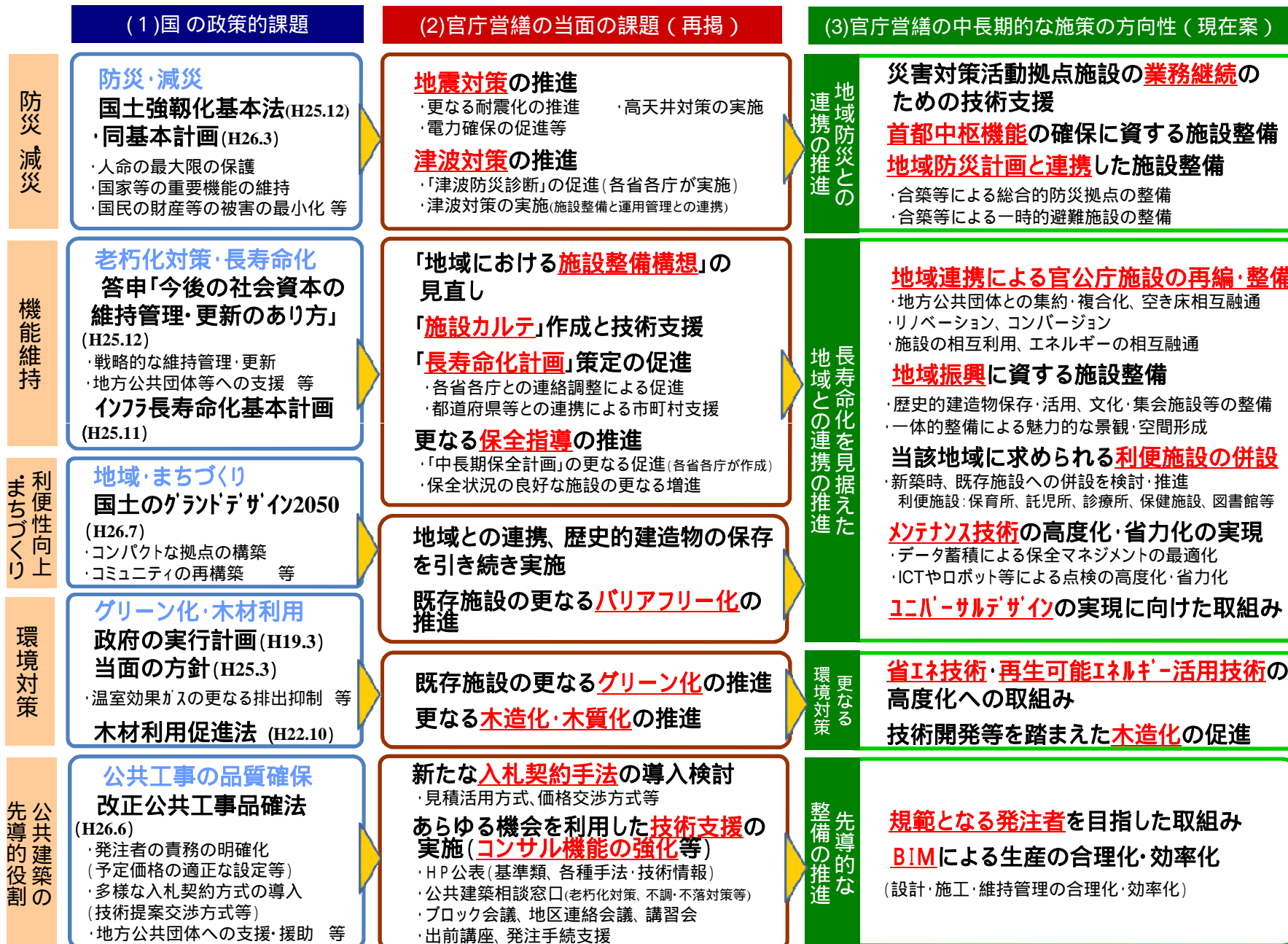
官庁官繕関係「統一基準」(21)

- | | | |
|---|---|---|
| 新営予算単価
新営一般庁舎面積算定基準
国家公務員宿舍面積算定基準
官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
公共建築設計業務委託共通仕様書
公共建築工事積算基準
公共建築工事標準単価積算基準 | 公共建築数量積算基準
公共建築設備数量積算基準
公共建築工事共通費積算基準
公共建築工事内訳書標準書式
公共建築工事見積標準書式
公共建築工事標準仕様書
公共建築工事標準書式 | 公共建築改修工事標準仕様書
公共建築設備工事標準図
公共住宅建設工事共通仕様書
公共建築木造工事標準仕様書
公共建築工事成績評価基準
公共建築設計等委託業務成績評価基準
官庁施設の環境保全性規準 |
|---|---|---|

(平成26年3月現在)

第6章 今後の政策の方向性

6. 今後の政策の方向性



建築分野において、先導的な役割を果たす

(参考) 官庁営繕部政策レビューの検討経緯

「環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進」
 (参考) 官庁営繕部政策レビューの検討経緯

検討スケジュール

	平成25年度	平成26年度											
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
政策評価会 政策評価会委員による個別指導 (省内有識者会議)		第1回 委員の個別指導 4/25	委員の個別指導 5/26				第2回 委員の個別指導 9/30	10/27	11/5	中間提出 12/17	最終提出 2/2	評価書決定	
政策レビュー検討委員会 (部内有識者会議)	第1回 3/25					第2回 9/4					第3回 1/23		
政策レビュー等に関する検討会 (省内会議)				6/23									

委員名簿

政策評価会(省内有識者会議)

(目的)
 国土交通省における政策評価制度や政策レビューの取組について、学識経験者等から意見、助言等を頂く
 (評価委員)
 上山 信一(座長) 慶應義塾大学総合政策学部教授
 加藤 浩徳 東京大学大学院工学系研究科教授
 工藤 裕子 中央大学法学部教授
 佐藤 主光 一橋大学大学院経済学研究科・政策大学院教授
 白山 真一 有限責任監査法人ト・マツパートナー(公認会計士)
 田辺 国昭 東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授
 村木 美貴 千葉大学大学院工学研究科建築・都市科学専攻教授
 山本 清 東京大学大学院教育学研究科教授 (五十音順、敬称略)

政策評価会委員による個別指導

(委員)
 村木 美貴 千葉大学大学院工学研究科建築・都市科学専攻教授
 山本 清 東京大学大学院教育学研究科教授 (五十音順、敬称略)

政策レビュー検討委員会
(部内有識者会議)

(目的)
 政策レビューの方法・内容等について、学識経験者からの助言等を頂く
 (委員)
 久保哲夫(委員長) 東京大学名誉教授
 坂本雄三 独立行政法人建築研究所理事長
 佐藤主光 一橋大学大学院教授
 古阪秀三 京都大学准教授
 野城智也 東京大学教授(五十音順、敬称略)

政策レビュー等に関する
検討会(省内会議)

(目的)
 政策レビューのテーマのほか、各テーマの具体的な評価方針及び手順について検討する

議事概要

政策評価会

- 第33回政策評価会
<http://www.mlit.go.jp/common/01040867.pdf>
- 第34回政策評価会
<http://www.mlit.go.jp/common/01058458.pdf>

政策レビュー検討委員会

- 第1回検討委員会
<https://www.mlit.go.jp/common/001045720.pdf>
- 第2回検討委員会
<https://www.mlit.go.jp/common/001057902.pdf>
- 第3回検討委員会
<https://www.mlit.go.jp/common/001080639.pdf>